

朝幕関係史上における刀剣贈答

——尊号一件二刀進献をめぐる——

論文要旨

刀剣研究家福永酔剣によれば、將軍徳川家斉は尊号一件で関係のこじれた朝廷の「機嫌取り」のため、『享保名物帳』記載の名物刀剣、早川正宗・小池正宗を献上したという。関連する朝廷・幕府史料を調査した結果、この通説は訂正を要することがわかった。家斉は寛政四年（一七九二）二月五日、上使前田長禧を参内・参院させ、光格天皇に「正宗の野太刀」（早川正宗）、後桜町上皇に「御太刀」（小池正宗）などを贈ることを目録と口上で伝え、装飾（拵え）の希望を聴取した。その結果、早川正宗は螺鈿造に、小池正宗は朱銘・白鞘入りに改め、同六年一月一〇日に京都へ送付した。進献物は家斉の意向を汲み選択されており、光格もまた返礼品に関与していた。名目としては、尊号一件で尊号宣下を断念した光格天皇への挨拶と、その説得にあたった後桜町上皇への御礼である。一件の中心人物である武家伝奏正親町公明・議奏中山愛親の下向を要求する圧力としての側面も推定される。

キーワード【日本刀、正宗、尊号一件、光格天皇、徳川家斉】

林 大樹

はじめに

近世日本の幕藩体制は儀礼によつて維持されていた。⁽¹⁾ 支配者層である將軍（幕府）と大名（藩）は、贈答儀礼によつてその紐帯を維持していた。武家社会において重視されたのは刀剣である。戦乱の終焉に伴い刀剣は武器としてではなく贈答用の美術品としての性格を強めていった。室町時代には特別な来歴を有するモノが特定の号によつて呼ばれる、いわゆる「名物」が誕生し、⁽²⁾ 足利義政が所有していたとされる茶道具は「東山御物」として別格視されていく。江戸幕府八代將軍徳川吉宗は「御刀脇指目利究所」本阿弥家に名物刀劍の所在・由緒などの調査を命じ、⁽³⁾ 編纂された『享保名物帳』に記載された刀劍は「享保名物」として珍重された。深井雅海は幕藩間で贈答される刀劍のランク分析から、儀礼じたいの格付けを分析し

ている⁽⁴⁾。朝幕藩間の贈答においても、同様の分析は可能ではないか。

江戸時代には、天皇(朝廷)と將軍(幕府)・大名(藩)の間においても刀劍がやりとりされた。例えば毎年八月一日には、將軍から天皇へ馬と太刀が進献された(八朔儀礼)。ただしこのときの太刀や、ふだん公家社会でやり取りされる刀劍の大半は儀礼用の作太刀(裝飾した木刀)であつた⁽⁵⁾。幕藩間においても吉宗の頃から實際の刀劍をやり取りすることは殆どなくなつていく⁽⁶⁾。實際の刀劍がやりとりされる際は「真御太刀」と記載された。なお將軍から物を贈る際、天皇へは「進献」、上皇へは「進覧」と呼称した(將軍世子からは「献上」)。近世の最高権力者である將軍も天皇に「下賜」することはできなかつた。一方、天皇が將軍の使者(上使・高家)に下賜することはあつても、將軍に刀劍を贈つた事例は幕末まで確認できない。江戸時代に幕府から朝廷へ、『享保名物帳』記載の名物刀劍が進献されたのは管見の限り三度だけである。

①寛永期・寛永三年(一六二六)大御所徳川秀忠から第一皇子(高仁親王)へ鬼丸国綱。

②寛政期・將軍徳川家斉から、光格天皇へ早川正宗、後桜町上皇へ小池正宗。

③幕末・万延元年(一八六〇)將軍徳川家茂から孝明天皇へ島津正宗。

①は徳川將軍家の血を引く皇子の誕生を祝して⁽⁷⁾、③は將軍への初の皇女降嫁を祝して贈られており⁽⁸⁾、いずれも朝幕関係史上重要な夕

イミングといえる。

②について、明治・大正期のジャーナリスト高瀬真卿(羽阜)は『享保名物帳』を翻刻した際、早川正宗と小池正宗の進献について「此時は光格天皇の御在位中、仙洞と申は後桜町上皇にてまします、寛政六年は朝廷にも閑東にも何の大儀もなく、閑院宮の尊号問題で、中山正親町の二卿閑東へ呼下され、松平定信に詰問されたるは寛政五年、定信辞職もこの年、閑院宮薨去もこの翌六年七月なり、余り目出たき歳にあらず、献上の謂れ分らず」と解説している⁽⁹⁾。一方、刀劍研究家の福永酔劍はこれを尊号一件で関係のこじれた朝廷への「機嫌取り」であると推定している⁽¹⁰⁾。尊号一件とは、寛政年間に光格天皇が実父閑院宮典仁親王への尊号宣下を強行しようとして幕府の反対に遭い断念、朝幕間の交渉を担う武家伝奏と天皇を補佐する議奏が江戸に召喚され尋問のうえ、責任を問われ蟄居・罷免させられた、朝幕関係史上の重大事件として著名な一件である。朝廷が何かを行なう前には天皇の意向(内慮)を將軍に内々に何うという「内慮伺」のシステムが存在したが⁽¹¹⁾、幕府の反対に業を煮やした天皇と一部の武家伝奏・議奏が宣下を押し通そうとしたものであつた⁽¹²⁾。朝幕協調関係が破綻しそのまま幕末へ向かうとした高整利彦の説に對し、長坂良宏は事件後も「幕府による統制下における「協調体制」は維持されたとしている⁽¹³⁾。近世中後期の幕府は天皇・上皇に「不自由」がないよう在京役人たちに繰り返し指示していた⁽¹⁴⁾。名物刀劍が二振りも移動した特異な事例であり、「機嫌取り」であつた

可能性は十分に考えられるが、その意義を論じたものは福永以外管見の限り見られず、基礎的事実も未確定な部分を残している。

尊号一件は幕府側で主導的立場を担った老中松平定信の失脚理由の一つともされている⁽¹⁵⁾。朝廷側の動向は公家日記によつて種々明らかにされてきているが、幕府側の動向、特に將軍徳川家斉の意向がどの程度影響したのか、などは殆どわかっていない。朝幕関係を論じるうえで大きな課題である。

福永は③の事例について、目録との矛盾から事実ではないと推断していた。しかしながら③は複数の同時代史料から確認できることである⁽¹⁷⁾。このように、刀剣の来歴については推測によるものや明確に誤った説が流布していることが多い⁽¹⁸⁾。後述するように、この二刀のうち小池正宗は現存している。史料学的にも作品研究のためにも来歴の確定は必須である⁽¹⁹⁾。

また近年、諸藩における刀剣管理の実態解明も進められている⁽²⁰⁾。一方で近世朝廷の刀剣については殆ど研究が進んでいない。近世朝廷における文書やモノ史料の管理実態を追究する近世公家アーカイブズ研究⁽²¹⁾の一環として、この点についても明らかにしたい。

本稿では二刀の来歴を確定し、近世朝廷における刀剣管理の実態を概観したうえで、同時代史料から二刀進献をめぐる朝幕関係を考察する。

一 二刀の来歴

一 一 通説としての福永説

医学博士福永勝美は酔劍の号で刀剣に関する著作を多数執筆している。ここでは代表作『日本刀大百科事典』における早川正宗・小池正宗についての解説を引用する。長くなるが、本稿の出発点となる記述であり、現在の通説を示すものである。算用数字で示されている典拠はそれぞれ、「25 享保名物帳 本阿弥光忠 享保2」、⁽³⁰⁾ 図説刀剣名物帳 辻本直男 昭和5、「34 名物扣 本阿弥家 元禄」、「291 享保名物帳(享保八年本) 著者不詳 享保8」、「306 豊臣家御腰物帳 片桐且元 慶長5〜18」、「490 御物東博銘刀押形 佐藤寒山 昭和33」、「1241 將軍家御腰物出帳 著者不詳 幕末」となっている。ただし、三五五八点に及ぶ出典には一部混乱のあることも指摘されているため、注意が必要である。傍線・傍注は筆者による(以下同じ)。⁽²²⁾

【史料1】『日本刀大百科事典』

(第二卷、二〇八〜二〇九頁)

こいけまさむね【小池正宗】『享保名物帳』所載の脇差。播州^(備前)姫路城主・本多美濃守忠政が、京都小池通りの旅館で購入したため、
“小池正宗”とよぶ。忠政より三代目の中務大輔政長が逝去したと

き、その遺物として延宝七年（一六七九）七月十二日、嗣子の平八郎忠国はこれを將軍家綱に献上した25291。將軍綱吉は天和元年（一六八一）十一月十六日、長男・徳松の髪置き（髪置）の祝いに、これを授けた3661241。徳松が幼死したあと、また將軍綱吉の許に返された。將軍家齊は尊号事件で光格天皇の怒り（怒り）をかつたので、機嫌取りに天皇へは早川正宗、後桜町上皇へはこれを献上することにした。

御腰物方では動機が動機だけに、御腰物台帳に何のため献上と書くべきか迷った。それで上司（奥右筆頭）の近藤吉左衛門（孟脚）に伺ったところ、近藤も困って、ただ「御進献」とだけ書くよう命じた。

進献の両刀は嚴重に荷造りしたまま、寛政六年（一七九四）十一月十日、御目付役・成瀬吉右衛門（正定）へ渡された。成瀬はそれを護衛して、東海道を下っていった1241。献上が決まると、幕府では本阿弥光一に命じて、差し表に「正宗」、裏に「本阿（花押）」と朱銘を入れた。白鞘にもただ「正宗」とだけ書かせた。しかし三千貫の折紙はつけてやった252911241。現在も御物として伝来。

刃長一尺二分五厘（約三二・〇センチ）、表裏に刀樋をかく。板目肌（板目肌）に沸えの厚くついた地鉄に、浅い彎れ乱れで、二重刃やほつれの多い刃文を焼く。中心は目釘孔二つ、朱銘が表裏にある3661240。
（第四卷、二二〇頁）

はやかわまさむね【早川正宗】『享保名物帳』所載、相州正宗作の刀。もと紀州和歌山城主・浅野幸長の家来で、早川伝右衛門という者が、江戸へ売りにきた。鞘もなくて、反古紙に包んであった。浅

野家の腰物係が本阿弥光甫に見てもらったところ、光甫が、これは相州正宗である、藩主に差し上げなさい、と言って、相州正宗の作として、五千貫の代付けをした。しかし、折紙は出さなかった。それを將軍家で買い上げ、紀州徳川家へ与えた3661240。紀州家では宝永二年（一七〇五）十一月二十八日、綱吉の遺物として將軍へ献上した283661241。

幕府ではこれに毛貫形の大刀拵えをつけ、朝廷へ進献するため、寛政六年（一七九四）十一月十日、腰物係より目付役の成瀬吉右衛門（正定）へ渡した。それを宿次ぎで京都へ送ったが、書類に「早川正宗」という異名は書かなかった。腰物係（腰物奉行）の藤右衛門（白井房典）が上司（奥右筆頭）の近藤吉左衛門（孟脚）が、何のための御進献、と腰物台帳に記入しようか、と訊いたところ、進献の趣旨はややこしいようだから、ただ「御進献」とばかり、記入しておくよう指示された。実際に天皇へ献上したのは、翌七年（一七九五）九月五日だった。

そのことを何と書いたか、書役（奥右筆）の田中吉蔵（正徳）へ訊いたところ、ただ「御野剣」とばかり書き、早川正宗とは書かなかった、との返事だった1241。天皇へ献上した趣旨については、家齊が一橋家から入って、將軍家を相続した時、という説があるが、それは天明六年（一七八六）のことである。さらに欣子内親王が光格天皇の皇后になったお祝、という説もあるが、それは寛政六年（一七九四）三月のことである。両説とも時期的に妥当性がない。

恐らく光格天皇が実父の閑院宮典明親王（正徳）に、太上天皇の尊号を贈

ろう、とされていたのを、寛政五年（一七九三）幕府が反対したため、朝廷との間が冷え切っていたので、言わば朝廷の機嫌取りに献上する計画だったのである。しかし、適当な口実が見当たらなかったため、実際の献上は、寛政七年（一七九五）に延びてしまったのである。それだと、幕府の腰物係が献上の理由を書けなかったのも納得できよう。

朝廷の御物になった早川正宗は、嘉永七年（一八五四）四月六日、皇居炎上のさい焼け身になった。それを広橋基豊が拝領した²³、というのは、広幡基豊の誤りである。基豊は当時、権大納言で、仁孝天皇の猶子・伏見宮貞教親王家の別当だった人で、愛刀家だった義兄の孝明天皇より拝領したことになる。

刃長二尺三寸七分五厘（約七二・〇センチ）、表裏に樋があり、正宗と金象嵌があつた^{34 291}。

本稿に関する部分を要約すると、朝廷へ進献するため寛政六年（一七九四）一月一日、腰物係が二刀を目付役の成瀬吉右衛門へ渡し、それを宿継ぎで（あるいは成瀬が護衛して）京都へ送った。実際に天皇へ献上したのは翌七年（一七九五）九月五日、とする。献上の趣旨とされる、家斉の將軍家相統（天明六年（一七八六）時、欣子内親王が光格天皇の皇后になったお祝（寛政六年（一七九四））、どちらも妥当性がない、尊号事件で光格天皇の怒りがあった家斉が、機嫌取りに天皇へは早川正宗、後桜町上皇へは小池正宗を

献上することにした。しかし適当な口実が見当たらず、実際の献上も寛政七年に延びてしまった、としている。福永が『皇室・將軍家・大名家刀剣目録』所収「將軍家刀剣目録」で二刀に付した解説²³も大同小異であるが、寛政七年の献上に触れ、「何故、こんなに献上が遅延したのか、おそらく、光格天皇が、実父の閑院宮典明親王に、太上天皇の尊号を贈ろう、とされたのを、老中・松平定信が反対、寛政五年（一七九三）三月、尊号問題に関与した公卿二名を処分した。そのため、朝廷との間が極度に険悪化した。それを緩和するため、太刀献上を企画したが、七月には松平定信が老中を罷免されるなど、幕閣も混乱したため、太刀献上がついに延び延びになったのであろう」と推測している。

1-11 『御腰物出帳』の記載

問題の箇所の出典「124 將軍家御腰物出帳 著者不詳 幕末」は日本美術刀剣保存協会所蔵「御腰物出帳」とみられる²⁴。印記などがなく伝来は不明であるが、將軍ないし世子が下賜・譲渡した刀剣がおおよそ年代順に列挙されており、江戸幕府腰物掛で作成された出納帳簿と考えられる。現存するのは寛保元年（一七四一）から寛政一〇年（一七九八）までの三冊である。

【史料2】「御腰物出帳」第三冊（〈〉は小字、《》は割書、／は改行。以下同じ）

寛政六年十一月十日、御荷作之俣檜之間ニ而御目付成瀬吉右衛門江相渡、
宿次ニ而禁裏江御進献。(朱書)「但、御進献ニ早川与申異名認
不レ申、并折紙無レ之。」

(下段朱書)「近藤吉左衛門藤右衛門問合、何ニ付御進献与申儀、
元弘御帳江可認入哉与申談候処、同人申聞候者、右御進献之御趣意、
可レ被レ難レ認候間、只御進献与計認候様、申聞候。猶又、同年壬十
一月十二日之日記ニ茂認置候。」

象眼銘

一、早川正宗毛貫形御野劍

是者、宝永二(酉)年十一月廿八日、紀伊中納言殿御遺物。

(下段朱書)「寛政七(卯)年九月五日、御進献之節、御野劍御太刀
与相認候哉、御役所御帳江認候ニ付、認方、田中吉蔵江藤右衛門問合
候処、御野劍与計認候段、申聞候事。」

寛政六年十一月十日、同断、仙洞江御進献。(朱書)「但、御進献ニ小
池与申異名認不レ申、并折紙無レ之。」

朱銘

一、小池正宗御短刀

是者、延宝七(未)年七月十二日、本多中務大輔遺物。天和元
(酉)年十一月十六日、御髮置御祝儀之時、浄徳院様被レ進。

寛政六年(一七九四)十一月二〇日、早川正宗と小池正宗は江戸

城本丸檜間において荷造りした状態で目付成瀬正定に渡され、宿繼
で京都に送られ光格・後桜町に進献された。ただし「早川」「小池」
という異名は記さず、価値を示す折紙もつけなかった。腰物奉行の
白井房興が奥右筆組頭の近藤孟卿に、「元弘御帳」に何のための進
献なのか記入するため問い合わせたところ、近藤は、進献の趣意は
記しがたいので、ただ「御進献」とだけ記すよう返答した。また同
年閏十一月二日の「日記」にも記しておいた。翌七年九月五日に
は、「御役所御帳」に記載するため、進献の際に早川正宗について
「御野劍御太刀」と記したのかどうか白井が奥右筆の田中正純に問
い合わせたところ、「御野劍」とだけ記したと返答があった。

寛政六年一〇月二九日、成瀬は翌年予定されている小金原鹿狩御
用掛に任じられ、十一月一〇日には登城して事前準備の心得を伝え
られている。小金原鹿狩とは、將軍自ら小金原牧(現千葉県松戸
市)へ赴き狩りを行なう一大イベントである。吉宗が享保期に二度
行い、寛政七年三月五日に將軍家斉、嘉永二年(一八四九)に將軍
家慶も実施している。將軍權威の高揚を目的とする一大軍事演習で
あり、このような重大案件を抱えている折に成瀬自ら京都まで赴い
たと考え難い。二刀を受け取った成瀬は宿繼の手配をしただけで
あろう。

江戸城内の各部署は主要な出来事を書付にして大目付・目付に提
出することになっており、日記方の表右筆は大目付の監督のもとそ
れらの情報を「日記(江戸幕府右筆所日記)」としてまとめていた。

ただし現存する幕府日記類の寛政六年閏一月二日条には関連する記述は確認できないため、ここでいう「日記」は腰物掛が独自に記録していた業務日誌⁽²⁷⁾と考えられる。「元弘御帳」⁽²⁸⁾や「御役所御帳」も、この出帳を含む同掛の出納・管理台帳を指すと考えられる。寛政七年九月五日という日付けは単に白井が問い合わせたタイミングにすぎず、実際は寛政六年一月一〇日に発送されたとみて良いだろう。前年七月二三日に定信が老中を辞任したことに加え、この年七月六日に典仁親王が没したことによって延引したと考えられ、結果的に一件落着後の「機嫌取り」となった観は否めない。

福永の読解にはいくつか誤りを指摘できるが、せつかく名物刀剣を贈るのに号を記さなかったことや、幕府役人の間でも進献理由が明瞭でなかったことなど、異例の進献であったことが確認できた。

一三 『享保名物帳』の記載

通説の土台となっている『享保名物帳』、その写本の一つ、東京国立博物館所蔵「名物集」の記述についても確認しておく。

【史料3】東京国立博物館所蔵「名物集」乾

〈御物〉 早川 《長式尺參寸七分半／代五千貫》

浅野紀伊守殿御内早川伝右衛門と申者所持二而、国元ち江戸へ扨二来。鞘も無_レ之、反古二包有_レ之。道具役人、光甫_(本朝)へ頼ム。是ハ正宗二而御座候、御家へ被_レ上候様二申、右之作二究。後上ル。寛政六

寅年十一月御進献二相成。

〈同(御物)〉 小池 《無銘、長壹尺式分半／代參千貫》

本多美濃守殿上京之剋、小池通ト云所へ旅館ニ求。孫中務殿為_(本多政長)遺物ニ延宝七_(將軍家綱) / 嚴有院様へ上ル。表裏極有_レ之。

(頭注) 「右、寛政六寅十一月、仙洞江御進献ニ相成。正宗 本阿弥(花押) 《朱銘／出来》。御白鞘ニ正宗ト計鞘書出来ス。其節、禁裡_(本朝)へハ早川正宗ラテン御太刀ニ相成り御進献ニ相成」

早川正宗は、和歌山城主浅野幸長家臣早川伝右衛門₍₂₉₎が所持していたことが号の由来で、本阿弥光甫(一六〇一〜一六八二年)が正宗と見極め、のち將軍家に献上されたとする。その後紀伊徳川家に下賜されていたらしく、宝永二年(一七〇五)一月二八日に綱教の遺物として弟の頼方(のちの吉宗)が將軍綱吉に献上し柳營御物に戻₍₃₁₎っている。

小池正宗は、桑名城主本多忠政が京都小池通の寄宿先で入手したことにちなむという。小池通とは京都三条を東西に走る御池通_(おいけどおり)の別名である。元禄期の本阿弥家『名物控』には「御池」正宗として記載されている₍₃₂₎。本多忠政はのち姫路城主となり、元和九年・寛永三年の將軍上洛に供奉するなど、京都に滞在したことが多いため入手時期は判然としない。延宝七年(一六七九)孫政長の遺物として將軍家綱に献上されたとする。前掲の「御腰物出帳」によれば天和元

年(一六八一)一月一日に將軍綱吉から長男徳松への髪置祝儀として譲渡されたとしており、同三年徳松の夭折により將軍家へ戻ったとみられる。ただし幕府日記⁽³⁴⁾によれば、延宝七年七月一二日に政長遺物として養子忠国が献上したものは「正宗御脇指／代金七十五枚」としているが、天和元年の髪置祝儀は「御腰物《粟田口国安／代金七十枚》と「御脇指《貞宗／代金七十五枚》」としている。いずれも号は付されていないが、代付けは一致しており、一時期貞宗に鑑定し直されていた可能性がある。

小池正宗に付された頭注によれば、寛政六年十一月、後桜町上皇へ進献となり、「正宗 本阿弥^(七代光)《花押》」の朱銘を入れ、白鞘に「正宗」とだけ鞘書した。その際、光格天皇には早川正宗を螺鈿造の御太刀に改装して進献となった、としている。なお高瀬真卿所蔵『享保名物帳』には「御物 早川正宗」に「寛政六年十一月、御野剣に御拵。其節仙洞へ小池正宗、御白鞘にて進献になる」と注記してあった⁽³⁶⁾という。早川正宗は螺鈿で飾った野太刀(別名衛府の太刀)、つまり儀仗用の拵えが施されたことになる。

「名物集」は乾坤二冊で、「松平氏藏書記」と「徳川宗敬氏寄贈」、「国立博物館図書印」の朱印が捺されており、刀劍鑑定家としても知られた宮内省御用掛松平頼平(一八五八〜一九二九年)旧蔵で、一九四三年に従甥にあたる一橋家当主徳川宗敬が寄贈した和書の一つである。嘉永元年(一八四八)暮秋に校書、との奥書はあるが書写者は不明である。『享保名物帳』諸本のうち、柳宮御物^{あつし}厚藤四郎

から始まる系統(献上本)は吉宗に献上するための簡易的なものとされる。加賀前田家所蔵平野藤四郎から始まる系統(芍薬亭本)は草稿を本阿弥長根らによって増補したものとされており、「名物集」や「刀劍名物帳」は後者にあたる⁽³⁷⁾。献上本系統には朝廷への進献を記す頭注や加筆自体存在せず、芍薬亭本も寛政六年に遅配した理由までは書かれていなかった。

なお国会図書館所蔵「刀劍名物帳」(本阿弥長根書入本、請求記号・わ七五六一五)には進献について「文恭院家齊公一橋より將軍家へ相続の時也と云。家齊公將軍宣下は天明七年なり、寛政六年は^(歿子内親王)新清和院立后の年なり、此恐悦に進献なるべし。／嘉永年間禁裡炎上の節に焼失する、^(橋)広橋基豊公拝領と云ふ」と注記されているとい⁽³⁸⁾う。高瀬の叙述はこれをもとにしたと考えられる。

二 近世朝廷の刀劍管理

江戸時代の記録を繙くと、天皇所有の刀劍は「御文庫」において「御劍奉行」と呼ばれる役人が「刀劍目録」に基づき管理していた様子が窺われる。本章では近世朝廷における刀劍管理の実態を検討し、進献された二刀の収蔵状況を明らかにする。

二一 近世朝廷の文庫

禁裏御所には、「御文庫」と呼ばれる土蔵が存在した。書籍を中

心とすることから禁裏文庫と通称される⁽³⁹⁾。後陽成天皇の蔵書を原型とし、万治四年（一六六一）寛文元年の万治大火によって禁裏とともに殆ど焼失したが、後西天皇が命じていた書写本によって補充された。その後靈元など歴代天皇によって補充や整理が行われた。東京奠都後は二条城や東京などに移転を繰り返したが、京都御文庫取調が開始され、明治五年（一八八二）近衛忠熙が献上した東山倉を京都御所内に移築し移管、東山御文庫と呼称され現在に至る。

近世禁裏御所は公・私によって「表」と「奥」の空間に大別された。「表」には公的な儀式（朝儀）の場である紫宸殿・清涼殿などの「表の表方」と、朝議運営・執行の場である御学問所・議奏詰所などの「表の奥方」があり、「奥」（御内儀）には天皇の日常生活空間（常御殿）や奥向きを取り仕切り表方との折衝を差配する長橋局の執務空間などがある「奥の表方」、天皇の妻妾や女中の住まう「奥の奥方」（後宮）、庶務を取り扱う「口向」が属した。禁裏は宝永大火（一七〇八年）後の宝永度再建時に空間配分の画期を見出せる。指図などを参照すると、文庫についても宝永度に「表御文庫」と「奥御文庫」という大枠の括りが確定したとみられる。ここに、天皇所有の刀剣も収蔵されていた⁽⁴¹⁾。

二―二 禁裏文庫目録

現在、いわゆる「御物」とは皇室経済法第七条で「皇位とともに伝わるべき由緒ある物」（御由緒物）と定義されている。そこに含

まれる刀剣の多くは幕末以降、孝明天皇（一期一振）や明治天皇（会津正宗・鶯丸友成・鬼丸国綱・小鳥丸・鶴丸国永・平野藤四郎など）・大正天皇（十万束）・昭和天皇（道管一文字）に献上されたものであり、江戸時代以前から皇室にあったものは殆どない。天皇の所有刀剣は父・先帝などからの相続、各方面からの献上、皇子女などへの譲渡、廷臣・武家への下賜、火災による消失などによって増減した。江戸時代の朝廷の所蔵刀剣を知る史料としては、現在二つが知られている。①『昔ノ名劍御所之劍』は、『享保名物帳』芍

葉亭本に付載されているもので、寛延元年（一七四八）一〇月に本阿弥光賀が禁裏御所の刀剣を研いだときに目録を写したとされる⁽⁴³⁾。諸本によって記載に著しい差異があり、いつの時期のものか不明瞭な点で問題が多い。②『禁裏伝来御劍目録』は、『明治二年、宮内少丞・加古延世が記録した』『帝室御伝来宝刀目録』に福永が本阿弥家の手入れ記録を付したものとされる⁽⁴⁴⁾。刃長や拵えなど情報は具体的であるが、一八六九年当時まだ宮内官僚ではなかった世古格太郎延世がどのように関与したもののかなど、不審な点も多い。

①②いずれも正宗二刀は記載されていない。
東山御文庫には「表御文庫御目録」という史料が所蔵されている⁽⁴⁵⁾。「表文庫記録新写／側用」と記されており、天皇座右の台帳と考えられる。冒頭が「御劍目録」で、以下「御歌書目録」、「御楽器目録」（嘉永三年・安政四年）、「御屏風目録」（嘉永三年）、「御小道具目録」（嘉永三年）、「御記雑々御道具和歌御会並御歌書目録」、「御

服目録」(嘉永三年)、「漢籍目録」(嘉永三年)、「新御文庫御道具並御書籍目録」、「修理職奉行預御道具並御書籍目録」と続く。「御劍目録」の末尾には「安政六年」と記されている。①②の記載内容とともにまとめたものが【表1】である。⁽⁴⁶⁾ 刀工が朝廷から和泉守などの受領名を授かる場合、その御札として太刀を納めていたため、新刀も多数所持していたはずであるが、この目録には新刀は幕府から進献された肥前刀しか記載されていない。あくまでもこれは天皇個人⁽⁴⁷⁾の所蔵目録であって、朝廷としての所蔵刀剣は別に管理されていたか、焼失してしまった可能性が考えられる。注目すべき点として、「御劍目録」冒頭の「在御前御劍」の項を挙げる。

【史料4】「表御文庫御目録」

御劍目録

在^三 御前^二御劍

一、昼御座御劍

一、長光(平鞘)

焼失 房^(皇)《明和八年五月一日為^二 御即位^(後醍醐天皇の)／御祝儀^(徳川)從^二家基卿^(徳川)獻^上》

上》

同上 宗^(崇)《平鞘、寛政四年十二月五日從^二大樹^(将軍家老)進獻^(皇)》

一、来国俊^(前)《享保二十年十一月七日為^二 御即位^(後醍醐天皇の)／御祝儀^(徳川)從^二大樹^(将軍家老)進獻^(皇)》

「在御前」(天皇座右)と五常の字を用いた五つの「御長櫃」に納められた刀剣が一丁ずつにまとめられており、書き替えたものを適宜綴じ直せるようにしていたとみられ、「義字」はおそらく新旧の二丁(第五丁・第六丁)が綴じられている。注記内容によると、天保一二年(一八四二)四月一六日、後白河院御劍・来国俊・包平・正宗が「後院」(仙洞御所)から表御文庫に移された。前年一月一八日に光格上皇が没したことに伴う措置であろう。第五丁の「義字」の来国俊には「嘉永七年八月被^レ置^二 御前^一」と記した付箋が貼られ、「在御前」(第二丁)の末尾に別筆で来国俊が加筆されているので、来国俊は後院から「義字」(第五丁)に移されたあと、嘉永七年(一八五四)四月の嘉永大火後、八月に「在御前」となった。「仁字」末尾の「院昼御座御劍」長光も加筆で、安政四年(一八五三)八月に「御内儀」(禁裏奥向)から「義字」(第五丁)に移されたあと、「仁字」に移された。やがて包平・正宗・長光も「仁字」に移され、「義字」は真守・来国長・次吉・則長の四振となった(第六丁)。この頃から島津正宗を始め幕府・諸大名による献上品が急増したため、本目録はその後加筆されることなく非現用となった、と考えられる。

続いて、「御前」にあったが「焼失」したとされる「宗《平鞘》」について検討する。嘉永大火当時二五歳で中詰であったもと禁裏執次勢多章甫^(のりみ)の回顧録には、「楽器其他の御物も多く焼たりし。此時に正宗の御劍も焼たりし由」とある。平鞘は儀仗用の野太刀・衛府

の太刀を意味しており、注記された来歴からも、この「宗〈平鞘〉」は焼け身となった早川正宗と推定できる。なお高瀬は「早川正宗は嘉永年間の内裡炎上の節焼て、広幡豊基卿へ拝領になりしと云ふ、今も広幡家にありや否や」と記すが、当時議奏であつた広幡基豊への下賜は管見の限り確認できない。

次に、「仁字」と「義字」それぞれに全く同一の情報をもつ「正宗」が記載されている。

【史料5】「表御文庫御目録」

天保十二年四月十六日従^三 後院「被^レ渡

一、正宗 小御劍

朱正宗 本阿判

本阿弥の朱銘が入つた正宗の短劍とは、脇差小池正宗のことであろう。先述の「義字」再編に伴い、「仁字」に移されたと考えられる。金工師後藤一乗は文政七年（一八二四）九月二日の修学院離宮御幸での光格上皇佩刀「正宗」の拵えを製作したため同年一二月一九日法橋に推叙された⁴⁹。仙洞御所の庶務を記録した「詰所日記部類目録」によれば、同年九月四日に後藤八郎兵衛（のち一乗）が「御短刀」の縁頭・目貫を提出し、一七日に「御短刀〈正宗〉一振御拵出来、調進」、一〇月一八日に「御合口御小道具彫調進」の褒美を頂戴している。これも小池正宗であろう。当時作成された絵巻

には上皇御輿の傍で「御劍」を抱える院御隨身村田武備が描かれている⁵¹。拵えが新規製作であるとすれば、白鞘で進覧されたのち女性である後桜町は儀式などに用いなかったのであろうか。文化一〇年（二八一三）の死去前後に光格へ移譲され、光格が讓位の際に仙洞御所へ持つていったか、あるいは仙洞御所の文庫に留め置かれたままだったのでないかと考えられる。修学院御幸は幕府の多大な財政支出によつてこれ以降毎年のように実施されたが、光格はその初度にあたりかつて幕府から贈られた小池正宗をあえて用いたことになる。

二一三 御劍奉行

堂上公家衆は中世以来、御所に日々交代で詰める小番という役を課されていた。天皇のいる禁裏御所には内々と外様の各禁裏小番があり、そこから選抜された近習小番というのも存在した⁵³。彼ら小番衆は施設修繕担当の修理職奉行、和歌会を差配する御会奉行、酒肴を手配する御献奉行など、禁中諸奉行と呼ばれる係に任命された⁵⁴。

このうちの一つに御劍奉行（御太刀奉行）があつた。桜町天皇が桃園天皇に讓位した延享四年（一七四七）から天保一二年（一八四一）まで、欠年はあるが毎年の諸奉行在職者を列挙した「禁中諸奉行補略」という史料は、旧蔵者の官務壬生家が地下官人を指揮する三催の一つであり、業務上の理由で編纂したものと考えられる。これに「御太刀」奉行として出てくる人物を【表2】にまとめた。三

【表 1】天保～安政朝廷所藏刀剣一覽

表文庫証據安政六年御劍目録								
No.	分類	名称	内容注記	来源注記	昔ノ名劍御所之劍 ※	禁裏伝来御劍目録 ※ ※	刀派・作者	備考
1	在 御前御劍	書御座御劍			屋ノ御座		豊後国行平	太刀。御物調書 46
2	在 御前御劍	長光	平鞘		長光		長船長光	太刀。御物調書 47
3	焼失	房		明和八年五月一日為 御即位御祝儀 従家基御献上			古備前信房	太刀。世子家基→後桃園天皇 早川正宗。太刀。將軍家齊→ 光格天皇。
4	焼失	宗	平鞘	寛政四年十二月五日従大樹進献			相州正宗	將軍吉宗→後明天皇。2尺2 寸5分。奥浦守所藏カ
5*	在 御前御劍	米國俊		享保二十年十一月七日為 御即位御 祝儀従大樹進献	米國俊《弐尺五寸五分/ 鈔直刀》		米國俊	現存。
6	仁字御長櫃	盛切	無銘		盛切底厚《下伝、左藤二 而ノ無之峯。/弐尺五分 切刃》			
7	仁字御長櫃	後白河院御劍	後白河院御劍（以下二・ 三字不分明）	天保十二年四月十六日従 後院被渡	後白河院御劍《弐尺四寸 毫分、瓶渡道ノ、直刃》			御物調書 44
8	仁字御長櫃	行平	木地螺鈿ノ銘消、不分明		行平《啓尺六寸貳分半。 無銘》		豊後国行平	御物調書 45
9	仁字御長櫃	雲生			雲生		鶴御雲生	
10*	仁字御長櫃	包平		天保十二年四月十六日従 後院被渡 /至曆五年十二月四日為 女御入内 御祝儀、従家治御献上			古備前包平	世子家治→桃園天皇、御物調 書 34 將軍家治→後桜町天皇、慶応 2年（1866）8月8日孝明天 皇→徳川慶喜
11*	仁字御長櫃	真守		宝曆十三年四月十五日従大樹進献			大原真守	小池正宗。脇差。將軍家齊→ 後桜町上皇。御物調書 24
12*	仁字御長櫃	正宗	小御劍/朱正宗 本阿判	天保十二年四月十六日従 後院被渡			相州正宗	
13*	仁字御長櫃	米國長		享保廿三年三月廿三日為 尊号宣下御 祝儀従 院御所被渡	米國長		米國長	中御門上皇→後明天皇、天保 6年（1835）9月18日仁孝天 皇→統仁親王（孝明天皇）
14*	仁字御長櫃	長光	院書御座御劍	安政四年八月院御内儀被出			長船長光	異筆。御物調書 33
15*	義字御長櫃 1	米國俊		天保十二年四月十六日従 後院被渡 /享保廿一年十一月七日為 御即位御 祝儀従大樹進献 /（付箋）嘉永七年 八月罷置 御前				既出。
16*	義字御長櫃 1	次吉		同日、就同上従家重御進献	曹江次吉		曹江次吉	世子家重→後明天皇
17*	義字御長櫃 1	則長	大和則長作	安永元年十二月十三日 女御入内御 祝儀従大樹献上			大和稻・尻懸 則長	元禄元年（1688）12月21日 黒田綱政→將軍綱吉、將軍家 治→後桃園天皇、代金 10枚。

18*	義字御長櫃 1	包平		天保十二年四月十六日從 後院被渡 ノ宝曆五年十二月四日為 女御入 内御祝儀從家持御献上					既出。
19*	義字御長櫃 1	正宗	小御劍ノ朱正宗本阿判	天保十二年四月十六日從 後院被渡					小池正宗。既出。
20*	義字御長櫃 1	長光	院畫御座御劍	安政四年八月從 御内膳被出					既出。
21*	義字御長櫃 2	眞守		享保十三年四月十五日從 大樹進獻					既出。
22*	義字御長櫃 2	來國長		享保廿年三月廿三日為 尊号宣下御 祝儀從 院御所被進					既出。
23*	義字御長櫃 2	次吉		享保廿年十一月七日為 御即位御祝 儀從家持御進獻					既出。
24*	義字御長櫃 2	則長	大和則長作	安永元年十二月十三日 女御入内御 祝儀從大樹 献上					既出。
25	札字御長櫃	正恒		元文元年十一月廿三日為 女御入内 御祝儀	正恒			古備前正恒	世子家重→後御天皇
26	札字御長櫃	守吉		宝曆九年五月十五日 立親王 宣下 為御祝儀被進之				古備前守吉 團	桃園天皇→英仁親王(後桃 園)
27	札字御長櫃	兼廣	肥前国住遠江守藤原兼 (次曲) 廣	天保八年十月十三日就大樹 転任、 從前大樹進獻				肥前兼広	新刀。大御所家斉→仁孝天皇。 代金 10 枚。
28	札字御長櫃	政光	備州長船政光	文化十四年九月廿五日為 御即位御 祝儀從大樹進獻				長船政光	將軍家斉→仁孝天皇
29	智字御長櫃	正水	肥前住武藏大棟藤原正水	安政二年十一月廿七日就運 幸自大 樹 進獻				肥前正水	新刀。將軍家定→孝明天皇
30	智字御長櫃	廣貞	肥前国住藤原廣貞	安政六年正月廿五日 將軍宣下 進 獻				肥前広貞	新刀。將軍家定→孝明天皇
31	信字御長櫃	小銀治	宗近	天明七年鑑定以後不被出	小銀治(武尺式寸五分、 帯表ニ宗近ト計)			三条宗近	小銀治宗近
32	信字御長櫃	君萬歳	備前國友成君万歳	同上	君万歳友成ノ表ニ君万歳 ト有、棟直シ			古備前友成	
33	信字御長櫃	八雲御劍	大小二振 一箱	水戸前田門作、從鷹司大問広獻				徳川斉昭	安政 4 年 (1857) 献上
34	信字御長櫃	宿直大刀	六振 一箱ノ無銘						
35	南御文庫	新藤五國光正 真	長サ七寸九分半 一振/ 作 紫藤木菊花蒔繪内雲 青繪月トキ出シ有赤銅金 銀梅彫物目技金鳥彫物目 釘金雲					相州・新藤五 國光	

名称・内容注記は原表記を尊重した。
* は複製記載のあるもの。
※ 東京国立博物館所蔵『名物集』の「吉ノ名劍御所之劍」と重複するもの。
※※ 『禁裏伝来御劍目録』(福永静則『皇室・將軍家・大名家刀劍目録』雄山閣出版 1987 年) と重複するもの。

人だったものが徐々に増加していき、最終的に六人体制となつていく。官職は少将から大納言までと幅広いが、みな近習小番衆からの任命である。当初は文官を経歴する名家からの任命もいたが、光格天皇の頃から武官を経歴する羽林家（うりんげ）によつて占められるようになっていく。役付きする者のほかは、概ね没するまでであるいは老年により小番を免除されるまで長期間在任していた。普段天皇が移動する際に「御剣」を捧持する御剣の役は蔵人頭か女官が担っており、御剣奉行としての業務は天皇座右刀剣の管理に限られたようである。ただし蔵人頭と兼帯した者が何名かいるのは、偶然ではあるまい。

また「禁中諸奉行補略」に類似する「洞中諸奉行補略」⁽⁵⁶⁾という史料によれば、仙洞御所は出仕者（院参衆）が少ないためか、「御服并御剣」奉行として上皇の衣服を管理する役も兼帯していた。

二一四 拭い清め

先述の勢多章甫によれば、幕府の御用を務める研師本阿弥家が江戸から派遣され、禁裏御所の「表の表方」である諸大夫間において、御剣奉行と在京幕府役人である禁裏付武家立会いのもと、研ぎが行われたといふ⁽⁵⁷⁾。

【史料6】「建通公記」⁽⁵⁸⁾ 安政四年（一八五六）八月一六日条
一、洞中屋御座御剣（長光）、久敷御拭無之間、拭清申付、御文庫へ可被納、御前目録二も可被被申出度示給、^(正親町三条実愛) 三条中納言申渡候。

来二十日《已剋上田屋へ可被申付旨被届》。

【史料7】「議奏記録」⁽⁵⁹⁾ 安政四年八月二五日条

一、御劍目六書加二付、奉行中山被申出、御前目六、以楸丸^(豊岡健賢)申出。御役所目六等渡候。小時改正、返上。以楸丸令返上候。

安政四年八月一六日、【史料6】の記主である議奏久我建通は、仙洞屋御座御剣である長船長光が長らく手入れをしていなかったため、拭い清めて（禁裏の）「御文庫」に納め「御前目録」に書き加えるべき旨を孝明天皇に提案し、許可を得たうえで御剣奉行の正親町三条実愛にこれを命じた。このときは同月二〇日に京都の御用御太刀師上田屋が行った。二五日には「御劍目六」の書き替えが御剣奉行中山忠能から議奏に提案され、禁中児の豊岡楸丸健資を通して孝明の許可を得たうえで「御前目六」が「改正」された。同時に「御役所目六」も中山に渡されており、天皇座右用とは別に副本として議奏役所用の目録も存在したことが知られる。光格上皇没後、仙洞屋御座御剣は「御内儀」（禁裏奥向）の管理下にあつたが、このときの手続きによつて禁裏表御文庫に移管された（「表御文庫御目録」）。

天保六年（一八三五）・同一〇年にも刀剣の手入れが行われているが、このときは「昼御座御剣」とともに「正宗」も拭い清めが行われている⁽⁶⁰⁾。「被置三御前一分」とあることから、仁孝天皇のもとにあつた早川正宗と考えられる。

三 同時代史料からの検討

三―一 朝廷側の記録

「御前目録」によれば早川正宗は寛政四年（一七九二）二月五日に進献されたことになっている。まず当時の武家伝奏万里小路政房（元名留房）の日記を確認する。

【史料8】「韶房卿記」寛政四年二月五日条

五日、〔己巳〕、晴。／（中略）

一、〔巳剋参〕内〔奴袴〕。〔今日東使前田信濃守、堀田相模守同伴、参内。〕（虫損）

《尊号 宣下ニ付、御旨趣被_二仰上_一、御許容、被_二停止_一、被_レ為_二御会釈_一。／以_レ予被_レ登_レ。》、御太刀一腰、和漢朗詠集〔行成卿筆〕二卷、猩々緋二十間。御対面、賜_二天盃_一。次参_二仙洞_一、御対面、賜_二御盃_一。御太刀一腰、古今和歌集〔為家卿筆〕、猩々緋十間進覧。申剋過退出。

（後略）

同日、將軍上使前田長禧（奥高家）が京都所司代堀田正順とともに禁裏御所に参内し、光格天皇へ「御太刀一腰」・藤原行成筆『和漢朗詠集』二卷・猩々緋二〇間を進献、仙洞御所へ参院し後桜町上

皇へ「御太刀一腰」・藤原為家筆『古今和歌集』・猩々緋一〇間を進覧したという。「真御太刀」とは明記されていない点に留意したい。もう一人の武家伝奏正親町公明の公務日記「公武御用雜記」はより詳細に記録されている。同月三日、伝奏兩名は京都に到着した前田の宿所を訪問し、老中奉書一通と進献目録二通（天皇・上皇各一通）を受け取った。伝奏はその後参内し議奏甘露寺篤長を通して対面・天盃の可否を光格に奏上し許可を得た。院伝奏を通して後桜町にも対面・御盃の可否を奏上し許可を得た。更に頭中将中院通知や六位藏人・非藏人へも参内当日のことを指示した。このときの將軍家斉から光格・後桜町への、武家伝奏に披露を依頼する「御口上」の書付は次の通りである。

【史料9】「公武御用雜記」寛政四年二月三日条（抄）

今度口上之旨趣、自_二信濃守_一書付至来、如_レ左。

御口上

禁裏

尊号 宣下之儀、先達而 御内慮有_レ之候ニ付、思召之品被_二御進_一候処、早速 御許容、御差止被_二仰出_一、御満悦被_二思召_一候。依_レ之、御目録之通御進献候。此段宣_二申上_一候。

仙洞
尊号 宣下之儀、先達而 御内慮有_レ之候ニ付、思召之品被_二御進_一候処、早速 御許容、御差止被_二仰出_一、御満悦被_二思

【表2】「禁中諸奉行補略」による御太刀奉行一覧

年	天皇	御太刀奉行	備考
延喜4年 (1747)	白川三位 (雅富王)、難波中将 (宗城)、山科少将 (頼言)	御太刀奉行	
寛延元年 (1748)			5月2日讓位
寛延2年 (1749)			
寛延3年 (1750)			
宝曆元年 (1751)	白川三位 (雅富王)、御織三位 (従久)、山科三位 (頼言)、難波三位 (宗城)		寛政元年条に錯簡
宝曆2年 (1752)	白川二位 (雅富王)、山科三位 (頼言)、難波侍従三位 (宗城)		
宝曆3年 (1753)			
宝曆4年 (1754)			
宝曆5年 (1755)			
宝曆6年 (1756)			
宝曆7年 (1757)			
宝曆8年 (1758)	山科中納言 (頼言)、難波侍従宰相 (宗城)、白川中将 (資朝)		
宝曆9年 (1759)	山科中納言 (頼言)、難波侍従三位 (宗城)		雅富没、頼言任議奏
宝曆10年 (1760)	難波侍従宰相 (宗城)、大原三位 (重茂)、白川中将 (資朝)		
宝曆11年 (1761)			
宝曆12年 (1762)			
宝曆13年 (1763)	大原三位 (重茂)、白川三位 (資朝王)、三宮戸中務大輔 (光村)		
明和元年 (1764)	大原三位 (重茂)、白川三位 (資朝王)、三宮戸中務大輔 (光村)		
明和2年 (1765)	白川三位 (資朝王)、三宮戸中務大輔 (光村)		重茂任議奏。寛政2年条に錯簡
明和3年 (1766)	白川三位 (資朝王)、三宮戸中務大輔 (光村)		
明和4年 (1767)			
明和5年 (1768)			
明和6年 (1769)			
明和7年 (1770)			
明和8年 (1771)			
安永元年 (1772)	油小路大納言 (隆前)、三宮戸中務大輔 (光村)、五辻右衛門佐 (頼仲)		11月24日讓位
安永2年 (1773)	油小路大納言 (隆前)、風早前宰相 (公雄)、三宮戸中務大輔 (光村)、千種中将 (有政)		公雄・持豊・頼仲院參 隆前任議奏
安永3年 (1774)	油小路民部卿 (隆前)、圓崎宮内卿 (国宗)、三宮戸中務大輔 (光村)、千種中将 (有政)		
安永4年 (1775)	圓崎宮内卿 (国宗)、千種三位 (有政)、三宮戸中務大輔 (光村)、石山少将 (基陳)		
安永5年 (1776)	圓崎前宰相 (国宗)、千種三位 (有政)、三宮戸宮内卿 (光村)、石山少将 (基陳)		
安永6年 (1777)	圓崎前宰相 (国宗)、千種三位 (有政)、三宮戸宮内卿 (光村)、石山少将 (基陳)		
安永7年 (1778)	三宮戸宰相 (光村)、圓崎前宰相 (国宗)、千種三位 (有政)、久世三位 (通根)、石山中将 (基陳)、藤谷中将 (為敦)		6人
安永8年 (1779)			
安永9年 (1780)			
天明元年 (1781)			
天明2年 (1782)			
天明3年 (1783)			
天明4年 (1784)			
天明5年 (1785)			
天明6年 (1786)			
天明7年 (1787)			
天明8年 (1788)			
寛政元年 (1789)			
寛政2年 (1790)			
寛政3年 (1791)			
寛政4年 (1792)			

寛政5年(1793)	中山大納言(忠尹)、石山大藏卿(基陳)、風早三位(美秋)、梅園三位(美兒)、八条三位(隆礼)、園池少将(公翰)	
寛政6年(1794)		
寛政7年(1795)		
寛政8年(1796)		
寛政9年(1797)		
寛政10年(1798)		
寛政11年(1799)		
寛政12年(1800)		
享和元年(1801)		
享和2年(1802)		
享和3年(1803)		
文化元年(1804)		
文化2年(1805)		
文化3年(1806)		
文化4年(1807)		
文化5年(1808)		
文化6年(1809)		
文化7年(1810)		
文化8年(1811)		
文化9年(1812)		
文化10年(1813)		
文化11年(1814)		
文化12年(1815)		
文化13年(1816)		
文化14年(1817)		
文政元年(1818)		
文政2年(1819)		
文政3年(1820)		
文政4年(1821)		
文政5年(1822)		
文政6年(1823)		
文政7年(1824)		
文政8年(1825)		
文政9年(1826)		
文政10年(1827)		
文政11年(1828)		
文政12年(1829)		
天保元年(1830)		
天保2年(1831)		
天保3年(1832)		
天保4年(1833)		
天保5年(1834)		
天保6年(1835)		
天保7年(1836)		
天保8年(1837)		
天保9年(1838)		
天保10年(1839)		
天保11年(1840)		
天保12年(1841)		

寛政5年(1793)

中山大納言(忠尹)、石山大藏卿(基陳)、風早三位(美秋)、梅園三位(美兒)、八条三位(隆礼)、園池少将(公翰)		
中山大納言(忠尹)、石山左衛門(基陳)、風早三位(美秋)、梅園三位(美兒)、八条三位(隆礼)、園池三位(公翰)		
中山大納言(忠尹)、石山前宰相(基陳)、風早三位(美秋)、梅園三位(美兒)、八条三位(隆礼)、園池三位(公翰)		
中山前新大納言(忠尹)、石山前宰相(基陳)、風早三位(美秋)、梅園三位(美兒)、八条三位(隆礼)、園池三位(公翰)		
中山前新大納言(忠尹)、山科右衛門督(忠言)、梅園右兵衛督(美兒)、八条三位(隆礼)、園池三位(公翰)、久世少将(通理)		
中山前新大納言(忠尹)、山科右衛門督(忠言)、梅園右兵衛督(美兒)、八条三位(隆礼)、園池三位(公翰)、久世少将(通理)		
中山前新大納言(忠尹)、梅園右兵衛督(美兒)、八条三位(隆礼)、千種三位(有宗)、園池三位(公翰)、久世少将(通理)		
梅園右兵衛督(美兒)、八条三位(隆礼)、千種三位(有宗)、園池三位(公翰)、久世少将(通理)		
中山中納言(忠頼)、梅園右兵衛督(美兒)、千種三位(有宗)、鸛尾頭中将(隆純)、山科少将(言知)		
中山中納言(忠頼)、梅園右兵衛督(美兒)、千種三位(有宗)、山科内藏頭(言知)、鸛尾頭中将(隆純)、今城中将(定成)		
中山中納言(忠頼)、梅園宰相(美兒)、鸛尾右兵衛督(隆純)、山科内藏頭(言知)、今城中将(定成)		
中山大納言(忠頼)、鸛尾右衛門督(隆純)、梅園宰相(美兒)、山科内藏頭(言知)、今城中将(定成)		
中山大納言(忠頼)、梅園前宰相(美兒)、山科内藏頭(言知)、今城中将(定成)、梅溪中将(行通)		
中山大納言(忠頼)、梅園前宰相(美兒)、山科内藏頭(言知)、今城中将(定成)、梅溪中将(行通)、大宮少将(良季)		
中山大納言(忠頼)、梅園前宰相(美兒)、山科内藏頭(言知)、今城中将(定成)、梅溪中将(行通)、大宮少将(良季)		
中山前大納言(忠頼)、今城宰相中将(定成)、梅園前宰相(美兒)、山科内藏頭(言知)、梅溪中将(行通)、大宮少将(良季)		
中山前大納言(忠頼)、山科内藏頭(言知)、大宮新三位(良季)、園頭中将(基茂)、梅溪中将(行通)、園池少将(美遠)		
今城宰相中将(定成)、山科内藏頭(言知)、大宮新三位(良季)、園頭中将(基茂)、梅溪中将(行通)、園池少将(美遠)		
今城中納言(定成)、園宰相中将(基茂)、山科内藏頭(言知)、大宮新三位(良季)、園池三位(美遠)、油小路中将(隆道)		
今城中納言(定成)、山科宰相(言知)、園宰相中将(基茂)、大宮新三位(良季)、園池三位(美遠)、油小路中将(隆道)		
今城中納言(定成)、山科宰相(言知)、園宰相中将(基茂)、大宮三位(良季)、園池三位(美遠)、油小路中将(隆道)		
山科宰相(言知)、園宰相中将(基茂)、大宮三位(良季)、園池三位(美遠)、八条三位(隆礼)、油小路中将(隆道)		
山科宰相(言知)、園宰相中将(基茂)、園池三位(美遠)、八条三位(隆礼)、油小路中将(隆道)		
山科右衛門督(言知)、園中納言(基茂)、油小路宰相中将(公遂)、園池三位(美遠)、八条三位(隆礼)、油小路頭中将(隆道)		
山科右衛門督(言知)、園中納言(基茂)、油小路中納言(公遂)、園池三位(美遠)、八条三位(隆礼)、油小路頭中将(隆道)		
山科右衛門督(言知)、園中納言(基茂)、如小路中納言(公遂)、園池三位(美遠)、八条三位(隆礼)、中國三位(美輔)		
山科右衛門督(言知)、園中納言(基茂)、如小路中納言(公遂)、園池三位(美遠)、八条三位(隆礼)、中國三位(美輔)		
如小路中納言(公遂)、庭田宰相中将(重基)、園池三位(美遠)、八条三位(隆礼)、中國三位(美輔)、四辻中将(公賴)		
如小路中納言(公遂)、庭田宰相中将(重基)、園池三位(美遠)、八条三位(隆礼)、中國三位(美輔)、四辻中将(公賴)		
如小路中納言(公遂)、庭田宰相中将(重基)、園池三位(美遠)、八条三位(隆礼)、中國三位(美輔)、四辻中将(公賴)		
如小路中納言(公遂)、中山宰相中将(忠能)、園池三位(美遠)、八条三位(隆礼)、四辻中将(公賴)、山科中将(言成)		
如小路中納言(公遂)、中山宰相中将(忠能)、園池三位(美遠)、八条三位(隆礼)、四辻中将(公賴)、山科中将(言成)		

仁孝

召候。依之、御目録之通御進覧候。此段宣申上候。

訳…(典仁親王への)尊号宣下については、先だって〔光格の〕ご内慮(ご意向)宣下希望)があつたので、「家斉の」思召しを〔光格へ〕申し上げたところ、早速〔光格がそれを〕ご許容され、〔尊号宣下の〕お差止めを〔光格が〕命じられ〔たことを〕、「家斉は」ご満悦に思召されました。これによりお目録の通り〔光格へ〕ご進献いたします。この(以上の)ことを〔武家伝奏から光格へ〕宜しく申し上げて下さい。

後桜町に対するものは「御進献」が「御進覧」となっている他は全く同文である。

【史料10】「公武御用雑記」寛政四年一二月五日条

五日 晴。(中略)

一、両武士(前田・堀田)参上、(武家伝奏)兩人出会。御口上申述。

弥御安全、恐悦被_レ存候。尊号 宣下之事、御内慮有_レ之候処、

被_二申上_一候旨趣有_レ之、早速 御許容、被_二畏存_一候。仍御目録

之通被_二進献_一之由。

附_二広橋前丑相_一言上候(此已前、議奏・昵近出会、如_レ例)。

先_レ是 小御所点檢了。此序内見之儀届置。相济同届候。

一、出御、(光格の)広橋被_レ告候。太刀・文匣遣了。

伺_二候下段_一、出御了伺_二 天气。至_二鶴間_一告_二召由_一。(公明)取_二目

録_二《新藏人/役_レ之》、参進置_二中段二晷目_一《南西/端》、右廻_レ於

庇_二申次候。東方信濃守参進、一拜了退去《殿上人/撤_二目六_一》。

公明起座、復_レ列。次頭中将、申_二次信濃守持参太刀折紙_一。於_レ庇

一拜了退去。次相模守、於_レ庇一拜了(無_二献物_一)。次賜_二天盃_一

(手長_二資董_一)。先信濃守、次相模守拜領了退去。鶴間兩人出会、

御対面・賜_二天盃_一、申_レ畏了。兩人先参_二院之由申示_一、越_レ座。

兩事御礼、以_二番頭_一申達。議奏衆退出。参_二洞候_一。(後略)

五日の参内当日、事前に伝奏の家臣である雑掌が上使宿所(施薬院)から「進献物」を禁裏・仙洞両御所へ運び込んだ(中略箇所)。非藏人番頭が進献目録とともに「役所」(禁裏「表の奥方」にある執務空間、伝奏部屋)に置いたあと、六位藏人北小路俊矩が非藏人番頭中西久福に命じ小御所東庇に運ぶ。光格が小御所に出御するのに合わせて「太刀・文匣」を運び込む。前田と堀田が諸大夫間鶴間から招かれ、公明が目録を光格に披露。目録は参仕している殿上人が回収した。なお上使への返礼品は「綿三拾把」が予定され、光格への伺いも済んでいた(一日条)。しかし対面前に改めて伺ったところ、それとは別に「御絹」も贈るよう指示されたため、絹三疋(六反)着物六着分)が追加されている(五日条)。光格自身が今回の進献物は通例通りではないと判断したといえよう。

【史料11】「実種公記」(東京大学史料編纂所所蔵「史料稿本」所収)

実種公記 十二月六日庚午。雨。今日関東使前田伊豆守、長袴参内。
 帥宮尊号宣下被^(奥七親王)申^(家齊)述^(家齊)旨趣被^(家齊)聞^(家齊)食^(家齊)之事被^(家齊)畏^(家齊)申^(家齊)、御野太刀一口
 〔正宗〕・行成卿朗詠二卷・猩々緋等進献云々。

近習小番番頭の今出川実種（三九歳）が前田の参内を日記に記している。伝聞情報（「云々」）であり日付や人名に不審な点もみられるが、翌日になって実際に目録を取り次いだ近習殿上人から聞いたのか進献物については細かい記述となっている。特に「御野太刀一口（正宗）」と明記している点は注目される。

江戸から上使が来た理由は一般の公家衆には知らされていないかつたようで、地下官人の官務壬生敬義は「何之故乎不知⁽⁶⁴⁾子細」と記している。関白一条輝良も「前田信乃守、今日就⁽⁶⁴⁾参⁽⁶⁴⁾内・院⁽⁶⁴⁾、以使⁽⁶⁴⁾賀⁽⁶⁴⁾之」と「入⁽⁶⁴⁾夜⁽⁶⁴⁾万里小路入来、見⁽⁶⁴⁾之。関東方申来義也」としか日記に書き残していない。⁽⁶⁵⁾一方、老年により小番を免じられていた慈光寺澄仲（八〇歳）は、院参衆として当日手長役を務めた孫尚仲から聞いたのか、具体的な記述を残している。

【史料12】「慈光寺澄仲卿日記」⁽⁶⁶⁾寛政四年二月五日条
 五日。晴。

一、今度関東使前田信濃守参^(長前)内。真御太刀、猩々【緋】「皮」二
 十間、〔行成卿真筆朗詠集〕御進献。／＼仙洞へ同猩々皮十間
 〔^(抹消)■^(抹消)■^(抹消)枚〕、〔為家卿筆古今集〕被^(抹消)献候事。

一、右、不意^(奥七親王)二東使上京之子細者、先達而^(奥七親王)方^(奥七親王)関院宮へ尊号 宣下被^(奥七親王)為^(奥七親王)在^(奥七親王)度旨、関東へ被^(奥七親王)仰出^(奥七親王)候処、太上天皇尊号之事、先御領地
 且御殿、附公家、御座所諸役人被^(奥七親王)附儀、御物入多義、近来大火
 後万端御物入相統候事、御請之儀難^(奥七親王)被^(奥七親王)成^(奥七親王)、御断^(奥七親王)二付、先右御沙
 汰、弥延引被^(奥七親王)仰出^(奥七親王)候二付、御許容^(奥七親王)之事由。右之為^(奥七親王)御礼、今日
 急^(奥七親王)二東使上京云々。五日二到着、九日道中云々。

又今度堂上之内、万端不埒不相応之人躰、政務二掛り候儀共、吟
 味之上、無^(奥七親王)抛^(奥七親王)、右之輩名差、伝奏へ被^(奥七親王)仰達、可^(奥七親王)然^(奥七親王)御取計可^(奥七親王)被^(奥七親王)
 成段、每度被^(奥七親王)仰越^(奥七親王)候^(奥七親王)処、及^(奥七親王)言上^(奥七親王)候^(奥七親王)。右之人数、堂上九人計、
 急度御礼可^(奥七親王)有^(奥七親王)之御沙汰、仍右之御挨拶旁、何用ヲ以、此度東使
 御差登シト云々。此両説如何。

澄仲は光格に「真御太刀」が進献されたと記録しているが、後桜
 町への太刀については触れていない。なお幕府が尊号宣下停止を求
 めた理由を「御物入多義」、つまり財政に差し障りがあるためとす
 る点は興味深い。もう一つ候補に挙げられている不良堂上問題も当
 時朝廷を揺るがせていた一件であり、調査が進められていたが、尊
 号一件により正式な処分は寛政八年まで持ち越されることになる。⁽⁶⁷⁾

地下官人の土山武辰も上使の派遣理由は知らされなかったが、口
 向を統括する禁裏執次であったことから、進献物について詳しい記
 述を残している。

【史料13】「禁裏御所御用日記」（国立国会図書館蔵）第一〇四冊
寛政四年一二月五日条

五日「己巳」晴。

一、関東に臨時御使、高家前田信濃守、一昨日京着。今日所司代同
道参 内有之。御使誤ハ向々不知。御進献物、

御太刀 一腰《御目錄ニ而被_(長船)為_(進)、御好候通御出来候》

和漢朗詠集 行成卿筆

猩々緋 二十間 但、五間続

仙洞様へ_(後町上巻)

御太刀

古今「和歌」集 為家卿筆

猩々緋 十間

右之通之旨也。

光格には「御太刀 一腰」、後桜町には「御太刀」とし、銘などは記していない。ただし光格への「御太刀」には、「御目錄」が進献され、「御好」通りに贈られると注記している。

戦前に宮内省図書寮によって編纂された後桜町天皇の年譜史料集

『後桜町天皇実録』の寛政四年一二月五日条には「將軍徳川家齊、使ヲ遣シテ閑院宮典仁親王ニ尊号宣下ヲ停メラレシ御礼ヲ言上シ、物ヲ献ズ、仍ツテ関東使前田信濃守長禧ニ謁ヲ賜ヒ、御盃ヲ給フ」との綱文がたてられ、諸史料を引用している。このうち、後桜町の

仙洞御所に属した女中の業務日誌『仙洞女房日記』には「御太刀ハ御もくろくにて跡よりしん上の趣にて候」とある。土山の記述を踏まえると、光格・後桜町にはまず「御目錄」で「御太刀」進上_(目録)が通告され、希望（「御好」）を聴取したうえで後日実際に送付することになったと考えられる。

当時不良堂上の一人として籠居中だった柳原紀光は随筆『閑窓自語』に尊号宣下停止に対し「將軍家かしこまり申よしにて、御本《行成卿書朗詠》と猩々緋とを使をもてたてまつる。この使、関東よりいそぎのよしにて、関所をよるこして上洛す（と脱カ）そ。めつらしき事のよしき、侍し也」と記している。情報源は長男均光（五位藏人）と考えられるが、光格への『和漢朗詠集』と猩々緋のことのみで後桜町への進献物や刀剣のことには触れていない。上使の前田が夜通しで京都へやってきたとする噂も真偽不明であるが、二刀が後日送付となったことから発生した噂なのではないかと考えられる。

三二 幕府側の記録

◆松平定信の記録

一八九四年、旧桑名藩主家の子爵松平定教宅において、先祖にあたる松平定信が嚴封していた大量の史料が発見された。旧桑名藩士江間政発はその中から尊号一件に関する記録を写し、「撥雲録」と名づけた₍₇₀₎という。一八九六年には文科大学史料編纂掛（現東京大

（学史料編纂所）編纂委員の三上参次が同家の文書調査を行い⁽⁷¹⁾。翌年三月、同掛が謄写したものが「松平定教文書」として伝わっている⁽⁷²⁾。同時に発見された定信の回顧録『宇下人言』には次のような記述がある。

【史料14】『宇下人言』⁽⁷³⁾

今上帝（元光天皇）ハ閑院之宮之美ハ御子ナリ。これニよテ閑院の宮へ尊号宣下あるへしと之御内意ありけれども、予かたくとりて言上せし⁽⁷⁴⁾、御旨にもかなひけれハ、故閑白殿（補平）《鷹司殿なり》いくたひ申上し也。その一件、この巻ニそへて残し侍る也。その後猶又往復取計ひし事あり。

「松平定教文書」は定信によつて意図的に残された、当時の様子を最も正確に伝える記録である。同書に収録されている江戸の老中と京都の所司代との書簡と、正親町公明の「公武御用雜記」などをもとに、寛政四年一月の動きをまとめたのが【表3】である。なお宝暦一三年（一七六三）の規定では、江戸・京都間の最速便は片道三四時（約六八時間）の継飛脚で、通常は五日間かかった⁽⁷⁵⁾。

幕府による武家伝奏・議奏の江戸召喚指示（一〇月四日）に不安を感じた後桜町上皇の説得（一三日）を受け、十一月二日に光格天皇が尊号宣下停止を承諾し、翌日武家伝奏が所司代にこれを通知。一七日に江戸にその情報が届いており、翌一八日に「御会釈」（挨

【表3】寛政4年11月における京都・江戸の動向

11月	京都	江戸
1日		『和漢朗詠集』模写御用
5日	老中松平信明が参内・参院	
12日	天皇が尊号宣下停止正式決定	
13日	尊号宣下停止を所司代に伝える	
17日		13日付の宣下停止書状が到着
18日		前田に京都派遣用意を命じる 所司代に高家派遣・進献物の書状を送る
22日		前田が御暇御目見、目録・口上書拝領 所司代へ進献の太刀につき書状
23日	（所司代に18日付書状到来？）	前田が京都へ出発（目録持参）
24日	所司代が伝奏に高家派遣を伝える	両卿下向を強く要求する所司代宛飛脚
27日	（所司代に22日付書状到来？）	
28日	所司代が伝奏に高家出発を伝える	

※「公武御用雜記」「松平定教文書」「年録」「略譜」をもとに作成

擲)として高家派遣が決定された。京都への臨時使者はふつう溜問詰大名と高家一名ずつが派遣されるが、この日奥高家前田長禧だけに「御用之品有_レ之、京都江被_レ遣候間、可_レ致_二用意旨_一」が命じられ、二二日に目録・口上書を受け取り「御暇」が許され、翌日京都へ出発している。一八日付の所司代宛の老中書簡には、注目すべき記述が付されている。

【史料15】「松平定教文書」第二冊（アルファベットは後文と対応）

①尊号 宣下之義 思召_(家斉の)之趣、あらし被_二仰進_(光格)候処、尊号 宣

下被_二停止旨被_二仰出_(光格)候段、伝奏衆被_二申聞_(光格)候書付被_レ越_レ之。

則及_(家斉)言上_(家斉)候処、早速被_二差止_(家斉)、先以御感動之御義_(家斉)被_二思召_(家斉)

候。依_レ之、右為_(老中)御会積、近々高家御使可_レ被_二差登_(家斉) 御沙汰

にて、則今日前田信濃守御使之用意可_レ仕旨被_二仰付_(老中)候。右之

趣、為_二心得_(老中)申遣候間、両卿へ可_レ被_二達置_(老中)候。以上。

十一月十八日 連名

②当月新嘗 御親祭被_(光格)仰出_(光格)候旨書付、是又及_(家斉)言上_(家斉)候。此点も

伝 奏衆へ可_レ被_二達置_(老中)候。以上。

十一月十八日 連名

③堀田相模守へ奉書

一方事、御役間も無_レ之義_(家斉)二候処、今度 尊号之義_(家斉)二付所置宜有_(家斉)之段、御沙汰候。右為_(家斉)可_レ相達_(家斉)如此候。恐々謹言。

十一月十八日 連名

④此已前 尊号相止候ハ、如流御寛納御恐悦之旨を以、高家御使

被_レ遣、并_二御進献物伺申置候処、伺之通り被_二仰出_(家斉)。

行成卿朗詠集 定家書入、基熙_(近衛)公跋

右御数奇屋御道具之内也。森伝_(祥尹)右衛門へ写被_二仰付_(家斉)。右ハ御数

奇屋へ被_二残置_(家斉)候事。

猩々皮 十間

初メから梯硯を伺候処、右ハ 東山院御遺物二付、相止、猩々

皮と伺_レ之。

御太刀

御物数奇_(好)二て可_レ被_二仰付_(家斉)処、急之義_(家斉)二付、まつ御目ろく_(録)に

て被_レ進、御好次第可_レ被_二仰付_(家斉)旨、御口上添候積。

右、禁裏へ御進献之事。

為家卿 古今集

猩々皮 十間

右、仙洞へ被_レ進候義伺済。古今集、書入_レ等も有_レ之候間、

尋常之古今集校合被_(和蘭、書物奉行)残置_(和蘭、書物奉行)候義、成島忠八郎へ伺之上申達。

⑤によれば、朝廷で尊号宣下停止が決定される前から、高家を遣わすことと進献物について「將軍徳川家斉に」伺い申し上げておいたところ、伺いの通りにせよと「家斉が」命じられた、という。藤原定家書入れ・近衛基熙跋文のある『和漢朗詠集』₍₇₅₎は幕府の「御数奇屋道具之内」にあつたもので、能書家として知られる旗本隠居森

尹祥(まなむね)に写し置かせ、現物を贈る。狸々(ねね)緋は、当初「から梯(はし)硯」を贈ろうとしたところ、「東山院御遺物」⁽⁷⁷⁾なのでやめた。「御太刀」は、「家斉の」趣向で選ばれたところ、急ぎのことだったため、まず目録によって進献し、「光格・後桜町の」お好み次第で選びたい、との趣旨を、「高家からの」口上に言い添えさせるつもり、だという。

◆流布本

「撥雲録」などの発見に先立つ一八八七年、史料編纂掛の前身である内閣臨時修史局は桑名藩松平家所蔵の「泰平問答」(内題「有明冊子」という史料を謄写していた。⁽⁷⁸⁾ 定信に小姓として仕えた田内親輔が弘化二年(一八四五)に著した「楽翁公著述目録」⁽⁷⁹⁾や識語によれば、旗本「岡野孫十郎」が「泰平問答」と名づけ秘蔵していたものを、和算家としても知られる桑名藩士不破直温が盗み写し、田内が弘化二年に書写したものである。岡野孫十郎融明は岡野融成(上おなり)(板部岡江雪齋)の子孫で、九二二石余の旗本である。中奥番・小十人頭をつとめ、文政四年(一八二二)病により職を免ぜられ寄合となる。寛永から文政までの番方幕臣を列挙した「御番士代々記」を編纂・献上したことで知られ、一族に老中水野忠成(なみずか)がおり、幕府右筆所日記を読むこともできた。⁽⁸⁰⁾ 「泰平問答」所収の十一月八日付所司代宛老中奉書案では、光格へ「真御太刀」を贈ることが明示される一方、後桜町への「御太刀」がない。幕府に残されていた書

類を写したと考えられる「泰平問答」は「閑院一品宮御事」として流布しており、国立国会図書館所蔵「尊号廷議并閑院一品宮御事」(請求記号：わー九八)や早稲田大学図書館所蔵「寛政儀論」(請求記号：Call No.リ05 02841)も同文の奉書案を引用する。ただし国立公文書館所蔵「雑載」(請求番号：一八一〇一六三)所収「閑院一品宮御事」では後桜町への「御太刀一腰」などが朱書きで加筆されている。また早稲田大学図書館所蔵「尊号廷議」(請求記号：Call No.文庫08 C0217 0005)は、前田に目録・口上書を渡す「奥日記」を引用している。

【史料16】「尊号廷議」

(朱書)「奥日記」

寛政四子年

十一月廿二日

一、四半時過、御座間御上段

〔高家〕前田信濃守(長藩)

右出座 御目見、丹波守披露。

宣下被_二差止_一候儀ニ付、京都江之

江之 御口上、被_レ仰_レ含之。御下段江退、御礼申上候節、

堀田相模守申談可_二相勤_一旨、御託有_レ之。老中及_二御取合_一、退去。

禁裏・仙洞江御進献之御目録・御口上書等、於_二羽目問_一、信濃

守江丹波守申_レ渡之。

御口上

禁裏江

尊号 宣下之儀、(以下【史料9】口上書に同じ)

仙洞江

同文言 〈御進覽候〉

一、御進獻物、左之通。

禁裏江

御太刀一腰

和漢朗詠集〈行成卿筆〉一箱《全部／二冊》(朱書)《定家卿書

入／近衛春與公跋》

猩々緋、式拾間

仙洞江

御太刀一腰

古今和歌集〈為家卿筆〉一箱《全部／二冊》

猩々緋、拾間

不審な点は見られず、内容は信頼してよいであろう。家齊自ら前田に「上意」を述べ、所司代との相談を指示する形式が取られていることを確認できるが、老中鳥居忠意から前田に渡された口上書と進献目録が続いて記されている。光格・後桜町両者ともに「御太刀一腰」とある。

【史料17】「松平定教文書」第二冊

今度光格天皇 禁裏・仙洞へ御進獻御太刀之義、一躰御拵等ハ御好ミも

レ被レ為レ在候へハ、其趣ニ出来候様ニとの御沙汰ニ付、今度ハ御目

録ノミ被レ進候間、其段伝 奏衆へ相達、御好之趣も被レ相伺、追

て申越候様ニ可レ被レ致候。以上。

十一月廿二日

連名卷中

堀田相模守殿

この日所司代に宛てた老中書状には、「光格や後桜町に」お好み
の拵えなどもあるだろうから、進獻の太刀はその意向に従い製作し
たものをお送りするとの「家齊の」沙汰であるので、今回は目録だ
けをお送りする。そのことを武家伝奏に伝え、お好みを伺ってもら
うように、との指示がなされていた。一八日から二二日までの間に、
後桜町にも真御太刀を贈ることが家齊の裁可を得て決定されたと考
えられる。

正親町公明は二四日に堀田のもとへ赴いた際、一八日付の【史料
15】(A)(B)の内容を伝えられた(「公武御用雑記」)。このとき、口頭
で①についても伝えられた可能性は高い。そして二八日に高家の江
戸出発を伝えられた際、この二二日付書状の内容を伝えられたと考
えられる。この書状では拵えのみ話題としており、今出川実種の記
述(【史料11】)も踏まえると、前田が参内するまでには「正宗」二
刀を贈ることが確定し光格にも伝わっていたと考えられる。ただし

拵えの趣向を伺ったため、実際の進献は延引したのである。

◆家斉と定信の考え

明治のジャーナリスト福地源一郎が「池畔釣夫」の筆名で執筆した『尊号美談』（一八八七年東京日日新聞附録）は、「旗本岡野孫十郎の秘蔵」の「有明草子」を基に、尊号一件に対する世間の誤解を解こうとした書、という（自序）。「高家上京之事」として尊号宣下停止御札に触れている。松平定信から進献物選定を命じられた「御納戸」では、儉約中（寛政の改革）であるからと「通例の品々」を選んで差し出した。ところが定信は不機嫌になり、「御儉約仰出されたるハ箇様の折に御使用あるべきが為ならずや。禁裏御所ハ至孝の御聖徳を以て尊号宣下の思召なりしを、將軍家ハ至忠の御精神を以て之を止め奉つり玉ひしに、禁裏これを御嘉納あらせ給ひたり。依て御札を申上げ進献に及ませらるゝ」と叱つたのだという。その結果、「將軍家の御宝蔵を押し開き重代の御名品」が贈られることになったという。ただし、光格へ進献する「真御太刀」に「三条宗近作」と注記し進献を二月六日とするなど、明らかな間違いを含んでいる。福地が参照した「有明草子」は巻末の「附記」には「一名大平論」とあり、前述の「泰平問答」の異本を参照したとみられる。ただし、福地が「若年の頃より故老に伝へ聞たる事どもを加へ」たともあり、どこまでが他史料の「折衷」なのかは明瞭でない⁽⁸¹⁾。光格からの尊号宣下内慮に対し、定信はなり難いと考え將軍家斉

に言上したところ、家斉も同調したので、交流のあった前関白鷹司輔平に何度も申し上げた、と回顧している（史料14）『宇下人言』。反対の理由は明記されていないが、①「名分」の問題、②財政問題といわれている⁽⁸²⁾。天明二年（一七八二）撰政九条尚実から光格実父典仁の扱いを内談された際、老中一同は尊号宣下を明確に否定している⁽⁸³⁾。②についても、朝廷を納得させるために一代限りとはいえ典仁への加増などを決定しており、最大の理由は皇位についていないものに天皇号を贈ることは「名分」を乱す、という①であった。尊号宣下拒否は定信が同七年に老中となる以前の、田沼時代からの幕府の基本方針であった⁽⁸⁴⁾。

家斉は天明元年九歳のとき一橋家から養子入りし、一五歳で將軍となり、寛政四年はまだ二〇歳で、七月一三日に長男竹千代（のち早世）が生まれたばかりである。傍系の閑院宮家から入った光格と類似する境遇であり、田沼時代の方針が家斉実父一橋治済の大御所化を牽制するものであったことは、十分に考えられることである。

明治時代の聞き取りなどによれば、家斉は朝廷への進献物は全て自らチェックしていたという⁽⁸⁵⁾。森尹祥は寛政四年「十一月朔日、行成卿筆朗詠集模写御用」を命じられ、二八日に「褒銀七枚」を拝領している⁽⁸⁶⁾。進献物の準備は宣下停止が濃厚となった一〇月下旬から進められていたことになる。朝廷との折衝状況は定信を通じて都度上申されており、また家斉は代始にあたってか寛政二年三〜四月、早川正宗・小池正宗を含む柳営御物の刀剣を観覧している⁽⁸⁷⁾。ふだん

は歴代將軍の佩刀を帯びていた家齊は、定信ら老中たちの伺いを受け、自ら正宗二刀を含む進獻物を決定したといえる。

◆幕府側の意図

尊号一件後、事件を題材とした「中山大納言物」と総称される実録物が大量に流布したが、例えば異本の一つ、高知県立高知城歴史博物館山内文庫所蔵「反汗秘録」(文政六年写本)では宣下停止の「御礼として大判金五十枚・御太刀・御馬・其外種々進獻」となっており、明らかなフィクションが盛り込まれている。

前田が京都へ出発した翌日の十一月二四日、尊号宣下強行派の武家伝奏正親町公明・議奏中山愛親を江戸に召喚することを厳命した京都所司代宛老中連署状が發送されている。

【史料18】「松平定教文書」第二冊

十一月廿四日、飛脚にて遣扣

先達而 尊号 宣下必御見合可被遊二付、三卿下向無之様ニ被遊度旨及三言上候段ハ、其比申達候。此度正親町・中山下向之義ハ、可成たけ下向無之様ニ可被遊候処、無余義御趣意有之御用にて、此度之 尊号ニ拘り候義而已ニ無之候間、是非早々下向無之では不相済筋二候間、更ニ被仰出候義ニ付、此訳合も程能伝 奏衆へ可被達候。以上。

十一月廿四日

連名

堀田相模守殿

別紙

別紙ニ申達候趣ハ、両卿下向之義申渡候節、伝奏衆へ程能可被達置候。先便申進落候間、別段申達候。且又此度下向当人も定り居候事ニ付、直ニ御手当等之御及沙汰、たとへ病氣等二候共、押て下向之義、呉々も手強ニ可被取計候。差当御用等有之趣ニ相聞候とも、何分先早々下向「之」有様、万里小路前大納言へ可被相達候。以上。

十一月廿四日

連名

堀田相模守殿

朝廷側は尊号宣下を停止した時点で一件は終息したと認識していた。しかしながら「手強に取り計らうこと」とあるように、幕府側は本件の責任者として武家伝奏・議奏の江戸召喚を断固たる態度で要求することを所司代に命じていた。幕府は両卿が年頭勅使(天皇の使者)として下向してくることを警戒しており、あくまでも臨時の下向とするべく年内の早急な下向を要求していた。幕府側の強硬な態度を受け、光格は一月一四日に両卿下向を受け入れた。武家伝奏を江戸に召喚して処分するのは、後水尾天皇が幕府の了解を得ずに讓位を断行した責任を問い寛永七年(一六三〇)中院通村が寛永寺幽閉となつて以来のことである。武家伝奏・議奏は損関とともに朝廷において幕府の意向を貫徹させる存在として定置されており、

内慮伺い制度を有名無実化しようとしたことなど、これらの反抗を断固として認めない姿勢を幕府は示した。異例の正宗二刀進献は、その重大性を表しているといえる。

おわりに

本稿で明らかにしえたことをまとめる。

將軍徳川家齊は寛政四年（一七九二）二月五日、上使前田長禧を参内・参院させ、光格天皇に「正宗の野太刀」（早川正宗、後桜町上皇に「御太刀」（小池正宗）などを贈ることを目録と口上で伝え、装飾（拵え）の希望を聴取した。その結果、早川正宗を螺鈿造に、小池正宗を朱銘・白鞘入りに改め、同六年一月一〇日に京都へ送付した（七年ではない⁸³）。進献物は家齊の意向を汲み選択されており、光格もまた返礼品に関与していた。今回の豪華すぎる進献は、名目としては、尊号一件で尊号宣下を断念した光格天皇への挨拶と、その説得にあたった後桜町上皇への御礼であり、「機嫌取り」の面は否めない。但し朝廷が一件の中心人物である武家伝奏正親町公明と議奏中山愛親の江戸下向を了承する前に行われたものであり、現物の送付を遅らせてまで幕府が急いだのは、両卿下向を強要する圧力のためであつたからなのではないかと考える。

進献された二刀の来歴を整理すると、次のようになる。（―は相続、↓は譲渡・献上）

早川正宗・早川伝右衛門↓浅野幸長↓徳川將軍家↓紀伊徳川家―綱教―頼方（吉宗）↓將軍綱吉―徳川將軍家―家齊↓光格天皇↓仁孝天皇―孝明天皇↓焼失
 小池正宗・御池通旅宿↓本多忠政―本多平八郎家―政長―忠国↓將軍家綱―綱吉↓徳松↓徳川將軍家―家齊↓後桜町上皇―光格天皇（上皇）―仁孝天皇―歴代天皇

早川正宗は天皇座右刀となるも焼失したが、小池正宗は光格上皇佩刀を経て現存した。「はじめに」で紹介したように、尊号一件後の光格は幕府との「協調体制」維持につとめて⁸⁴いる。複雑な因縁のある刀剣を座右に置いていた光格の心性を史料的に明らかにすることは難しいが、説得材料として選ばれながら号は伏せられた点を含め、名物刀剣の有する「力」を論じる材料を提供できたのではないだろうか。

注

（1）大友一雄『日本近世国家の権威と儀礼』（吉川弘文館、一九九九年）、岡崎寛徳『近世武家社会の儀礼と交際』（歴史科学叢書、校倉書房、二〇〇六年）。

（2）徳川義宣「茶器の銘と名物の成立について」（大石慎三郎・徳川義宣編『金鯢叢書―史学美術史論文集―』第九輯、徳川黎明会・思文閣出版、一九八二年）、佐藤豊三「名物刀剣の銘について」（竹内誠・徳川義宣編『金鯢叢書―史学美術史論文集―』第三二輯、徳川黎明会・思文閣出版、二〇〇四年）。

- (3) 川見典久「享保名物帳」の意義と八代將軍徳川吉宗による刀剣調査」『古文化研究—黒川古文化研究所紀要—』第一五号、二〇一六年。
- (4) 深井雅海「尾張藩祖徳川義直の刀剣献上・贈与」(幕藩研究会編『論集 近世国家と幕府・藩』岩田書院、二〇一九年)。
- (5) 下橋敬長著述、羽倉敬尚注・解説、大久保利謙補「幕末の宮廷」(東洋文庫三五三、平凡社、一九七九年)四〇頁。藤田寛「猷残屋—江戸の贈答事情—」(『本郷』第二号、一九九九年。改題「江戸の贈答事情」『名奉行』の力量—江戸世相史話—講談社学術文庫二六四三、講談社、二〇二一年所収)。
- (6) 高橋聖子「大名家の献上品にみる幕藩関係—家督御礼を中心に—」(『聖心女子大学大学院論集』第三六卷第一号、二〇一四年)。
- (7) 『享保名物帳』による。武家昵近衆日野資勝は「鬼切ト申御太刀」(『日野大納言資勝卿記』国立公文書館所蔵、請求番号・二六三—〇八〇)とだけ記し、武家伝奏中院通村は「大原実(真)守、平鞆也。此御太刀名譽之物云々、人之箇(胴)ニツ重テ切之無障云々」と記す(『中院日記』京都大学附属図書館所蔵)。このとき進献されたのは、吉宗が上覧し現在は皇室御物となっている粟田口国綱作の鬼丸国綱とは別の、「鬼切」という号の大原真守作刀だった可能性はある。
- (8) 末兼俊彦「名物「島津正宗」について」(『京都国立博物館学叢』第三七号、二〇一五年)。島津正宗は所在不明となっていたが近年再発見されている。七代將軍家継と靈元法皇皇女八十宮の婚約は家継の早世によって江戸下向に至らなかつたが、この時の進献品例に加えて贈られた。
- (9) 羽臯隱史(高瀬真卿)『詳註刀剣名物帳—附名物刀剣押形—』(金港堂書籍、一九一三年。増補版、嵩山房、一九一九年)。
- (10) 福永醇剣『日本刀大百科事典』第一—五卷(雄山閣出版、一九九三年)。
- (11) 田高彰子「幕末朝廷の政治行動について—御内慮と御直達のあいだ—」(『法政史論』第四六号、二〇一九年)、岩野公太郎「近世中期朝幕間交渉における内慮伺い制度の構造について—」『広橋兼胤公武御用日記』の分析から(『史観』第一八一冊、二〇一九年)。
- (12) 高埜利彦「後期幕藩制と天皇」(永原慶二編『講座・前近代の天皇』二 天皇権力の構造と展開その二、青木書店、一九九三年。同『近世の朝廷と宗教』吉川弘文館、二〇一四年再録)。長澤慎二「近世後期における朝廷の意思決定過程—尊号一件を事例として—」(『地方史研究』第三三七号、二〇〇九年)は朝廷内で宣下強行が決定される過程を分析している。
- (13) 長坂良宏「文化期の朝廷と幕府」(『日本史研究』第五九〇号、二〇一一年。同『近世の撰家と朝幕関係』吉川弘文館、二〇一八年再録)。
- (14) 佐藤雄介『近世の朝廷財政と江戸幕府』(東京大学出版会、二〇一六年)。
- (15) 三田村玄龍(鳶魚)『御家騒動』(江戸叢書第三、早稲田大学出版部、一九三三年。朝倉治彦編『御家騒動』中公文庫七八〇 鳶魚江戸文庫七、中央公論社、一九九七年所収)、竹内誠「老中松平定信の解任事情」(『東京学芸大学紀要』第三部門 社会科学三五、一九八三年)。
- (16) 前掲の高埜・長澤論文のほかで主なものは、松浦辰男「尊号略略(第一—六回)」(『史学会雑誌』第一編第二・四・五・七・八・九号、一八九〇年。史学会編『史学会論叢』第一輯、嵩山房、一九〇四年再録)、徳富猪一郎『近世日本国民史』(第二四卷 松平定信時代、民友社、一九二七年。平泉澄校訂『近世日本国民史』松平定信時代

- 講談社学術文庫六〇九、講談社、一九八三年)、三上参次『尊皇論 発達史』(富山房、一九四一年)、藤田覚『国政に対する朝廷の存在』(辻達也編『日本の近世』第二卷 天皇と将軍、中央公論社、一九九一年。同『近世天皇論 近世天皇研究の意義と課題』清文堂出版、二〇一一年再録)など。
- (17) 例えば「大日本維新史料稿本」(東京大学史料編纂所蔵) 万延元年一二月二五日条には進献について朝幕双方の記録が多数引用されている。福永説を批判した前掲末兼論考もこれには触れていない。
- (18) 馬部隆弘「名物刀剣」義元(宗三)「左文字」の虚実」『大阪大谷大学紀要』第五三三号、二〇一九年)など参照。
- (19) 前掲徳川義宣論考。なお辻本直男補注『図説 刀剣名物帳』(雄山閣出版、一九七〇年)に小池正宗の押形が掲載されている。
- (20) 溝辺いずみ「松代藩 御金奉行と諸役所間との御腰物管理の移動について―真田家の刀剣の管理体制(二)―」(『信濃』第六九卷第四号、二〇一七年)、原史彦「刀銘 本作長義(以下、五十八字略)」と山姥切伝承の再検討」(竹内誠・徳川義崇編『金鯢叢書―史学美術史論文集―』第四七輯、徳川黎明会・徳川林政史研究所・徳川美術館、二〇二〇年)、西口正隆「近世大名家における刀剣管理と記録作成―常陸国土浦藩土屋家を事例に―」(『国文学研究資料館紀要』アーカイブズ研究篇第一七号、二〇二一年)など。
- (21) 拙稿「失われた近世一条家文庫について―近世公家アーカイブズ研究序説―」(田島公編『禁裏・公家文庫研究』第七輯、思文閣出版、二〇二〇年)。
- (22) 前掲末兼論考。例えば「40」の佐藤貫一・沼田謙次編『御物東博 銘刀押形』(日本美術刀剣保存協会、一九五八年)に小池正宗は掲載されていない。
- (23) 福永醇剣『皇室・将軍家・大名家刀剣目録』(雄山閣出版、一九七七年)六〇〇―六一(早川正宗)、六二―六三頁(小池正宗)。
- (24) 史料の閲覧にあたって、同会の井本悠紀氏はじめ職員の方々には格別のご高配を賜った。
- (25) 「年録」(国立国会図書館蔵、請求記号・八三三―一)。
- (26) 小宮木代良「江戸幕府の日記と儀礼史料」(吉川弘文館、二〇〇六年)。
- (27) 幕末の「腰物掛言贈状」(国立公文書館蔵、請求番号・二二〇一〇一―一八)が現存している。
- (28) 元方は献上品、払方は賜与品を掌る。この出帳は腰物掛払方の台帳であろう。
- (29) 浅野家の「元和五年の侍帳」(三井大作『浅野長晟公略伝』浅野長晟公広島入城三百年記念祭事務所、一九二〇年付録)は「寺西左源太組」に「参百五拾石 早川八郎左衛門」と同(貳百五拾石) 早川弥三兵衛尉」を載せるが、「早川伝右衛門」については不詳。
- (30) 元禄一〇年(一六九七)四月一日、将軍綱吉が紀伊徳川邸に御成した際、綱教に「真御太刀」(備前則光/代金十枚)と「御腰物」(正宗/代金二百枚)を下賜している(前掲「年録」同日条。左記の代付けと一致しており、この可能性がある)。
- (31) 前掲「年録」同日条には「御刀」(正宗/代金貳百枚)とある。
- (32) 酒井元樹「いわゆる『享保名物帳』に関する一考察―島根・和銅博物館保管『名物扣』影印・翻刻―」(『東京国立博物館紀要』第五六号、二〇二二年)二三七頁に早川正宗、二三八頁に「御池」正宗が出てくる。同論文は福永が参照した「34 名物扣」を翻刻・紹介したもので、『享保名物帳』成立についても示唆に富む内容であり、併せて参照されたい。なお福永醇剣は御池正宗を小池正宗とは別の刀として立項している(「おいけまさむね【御池正宗】」前掲『日本刀大百科事典』第一巻、一七七頁)。

- (33) 「本多家譜(三河岡崎)」(東京大学史料編纂所蔵、請求記号…四一七五―七一〇)。
- (34) 前掲「年録」。
- (35) 金一兩〓銀四貫なので、「金七十五枚」〓七五〇両は「参千貫」と一致する。
- (36) 前掲高瀬真卿『詳註刀剣名物帳―附名物刀剣押形―』増補版、四七頁。
- (37) 前掲川見論考。室津鯨太郎(川口陟)『刀剣雑話』(南人社、一九二五年)一〇二頁では献上本を「諸家刀剣集」、芍薬亭本を『名物劍集』と呼んだ、とする「松平子爵(頼平)のお説」を紹介している。
- (38) 前掲『図説 刀剣名物帳』一七七頁。
- (39) 田島公「禁裏文庫の変遷と東山御文庫の蔵書―古代・中世の古典籍・古記録研究のために―」(大山喬平教授退官記念会編『日本社会の史的構造』古代・中世、思文閣出版、一九九七年)、同「近世禁裏文庫の変遷と蔵書目録―東山御文庫本の史料学的・目錄学的研究のために―」・北啓太「明治以後における東山御文庫御物の来歴」(ともに宮内庁協力・毎日新聞社「至宝」委員会事務局編『皇室の至宝』第II期五 東山御文庫御物五、毎日新聞社、二〇〇〇年所収。田島公編『禁裏・公家文庫研究』第一輯、思文閣出版、二〇〇三年に再録)など参照。
- (40) 平井聖責任編集『中井家文書の研究』第一〓二〇巻 内匠寮本図面篇一〓一〇(中央公論美術出版、一九七六〓一九八五年)、藤岡通夫『京都御所』新訂(中央公論美術出版、一九八七年)、拙著『天皇近臣と近世の朝廷』(吉川弘文館、二〇二一年)序章など参照。
- (41) なお皇子女は誕生後天皇から守刀を与えられたが、幕末の摂家一条家に仕えた下橋敬長によれば、寝るときは枕元の「凡そ一尺余り

のお文庫」に載せていたという(平井誠二「下橋敬長の各種談話記録―翻刻と解題―」(『大倉山論集』第五一輯、二〇〇五年)四三九頁)。ここでいう「文庫」とは、書冊・雑品などを入れておく文庫箱のことであろう。

- (42) 前掲福永『皇室・将軍家・大名家刀剣目録』、一〓一四頁。小笠原信夫監修・毎日新聞社編『御劍』(毎日新聞社、一九九八年)。
- (43) 福永醇劍「きんりのけん【禁裏之劍】」『日本刀大百科事典』第二巻、一三七頁。
- (44) 前掲福永醇劍『皇室・将軍家・大名家刀剣目録』所収。
- (45) 東山御文庫勅封一七九函「表御文庫御目録」全七冊。東京大学史料編纂所閲覧室で公開中のHi-CAT Plusにて閲覧。
- (46) なお「新御文庫御道具並御書籍目録」にも「御劍目録」の項目があり、「一、新藤五国光正真(長サ七寸九分半) 一振/作(紫藤木菊花蒔絵柄雲蒔月トキ出シ有赤銅金銀/梅彫物目抜金烏彫物目釘金雲)」が記されている。高野山金剛峯寺に寄進された孝明天皇遺物の国光(重要文化財。松下隆章監修『高野山の文化財』(金剛峯寺、一九六四年)二八頁)であろうか。
- (47) 羽阜隠史(高瀬真卿)「鍛冶受領の事」(『刀剣一夕話』嵩山房、一九一五年)。
- (48) 前掲高瀬真卿『詳註刀剣名物帳―附名物刀剣押形―』増補版、四八頁。
- (49) 光村利藻「後藤一乗小伝」(『鑿酒花』龍獅堂、一九〇三年)。
- (50) 「語所日記部類目録」(宮内庁書陵部所蔵御所本、函号…四五六一三八)。同史料については、細谷篤志「近世朝廷の記録管理と実務組織「口向」―禁裏執次所日記」を素材に(『国文学研究資料館紀要』アーカイブズ研究篇 第一七号、二〇二二年)参照。仙洞御服并御劍奉行であった橋本実久もこの頃「御劍御用」のため仙洞

- 御所に参上している（東京大学史料編纂所蔵謄写本「実久卿記」文政七年九月一九日条）。
- (51) 所功「文政七年の「光格上皇修学院御幸儀伏図絵巻」」（『モロロジー研究』第八〇号、二〇一七年。同編著「光格天皇関係絵図集成」国書刊行会、二〇二〇年再録、二四〇頁。
- (52) 藤田寛「天保期の朝廷と幕府―朝覲行幸再興を中心に―」（『近世政治史と天皇』吉川弘文館、一九九九年）。
- (53) 拙稿「近世の近習小番について」（『論集きんせい』第四〇号、二〇一八年。前掲『天皇近臣と近世の朝廷』再録）。
- (54) 勢多章甫『思ひの儘の記』巻二（日本随筆大成編輯部編『日本随筆大成』第一期 第一三巻 新装版、吉川弘文館、一九九三年、三五頁）。平井誠二「近世の大中臣祭主家」（藤波家文書研究会編『大 中臣祭主藤波家の歴史』続群書類従完成会、一九九三年）一九四―一九六頁、村和明「近世院政の組織と制度―光格上皇の「院政」を事例に―」（『論集きんせい』第二四号、二〇〇二年。改稿「光格上皇御所における堂上公家の機構」『近世の朝廷制度と朝幕関係』東京大学出版会、二〇一三年）、登谷伸宏「近世における修理職奉行の成立について」（『学術講演梗概集』『建築歴史・意匠 二〇一〇年度、二〇一〇年』など参照）。
- (55) 「禁中諸奉行補略」（宮内庁書陵部所蔵壬生本、函号…壬一八五）。なお寛政元年（一七八九）条と同二年条は、記載人名から、それぞれ宝暦元年（一七五二）条と明和二年（一七六五）条の誤りと考えられる。もとの記録が綴じ誤っていたか、写す際に間違えたか、いずれかであろう。
- (56) 「洞中諸奉行補略」（宮内庁書陵部所蔵壬生本、函号…壬一八四）。天明元年（一七八一）〜天保一〇年（一八三九）。
- (57) 『思ひの儘の記』巻一。「禁裏詰所日記部類目録」第一〇冊には「御道具類并御拵料等之事」として研ぎなどの事例が列挙されている。
- (58) 「建通公記」（宮内庁書陵部所蔵久我本、函号…四一四―二九）。
- (59) 「議奏記録」（国立公文書館所蔵、請求番号…特〇九九一〇〇〇二）。
- (60) 「議奏加勢部類記」（宮内庁書陵部所蔵柳原本、函号…柳一八八）。同史料の前半は、識語によれば安政六年（一八五八）八月一八日、議奏加勢柳原光愛（七月一〇日任命）が議奏久我建通から備忘記を借り、議奏の詰所である「宮中林和靖絵間」で書写したものである。
- (61) 「韶房卿記」（国立公文書館所蔵万里小路家旧蔵本、請求番号…古〇四五―〇七六一）。
- (62) あざやかな深紅色に染めた舶来の毛織物。陣羽織などに用いられた（小学館国語辞典編集部編『日本国語大辞典』第二版 七、小学館、二〇〇一年）。
- (63) 寛政四年の自筆私日記「公明記」は二〜三月分しか現存していない。公務日記「公武御用雑記」は謄写本（正親町家本写）と写本（万里小路家本写。東京大学史料編纂所蔵史料データベースは著者名を万里小路政房と誤る）があるが自筆原本はない。いずれも東京大学史料編纂所蔵である。「公武御用雑記」はいずれも寛政五年正月二二日条の途中（同じ箇所）で途切れる。公明は同年正月二六日に江戸へ出発し、三月一日蟄居させられた。この間、京都に残留した政房が書写したものか。但し写本のほうには「正親町蔵」印が捺してある。この写本には見せ消しもみられ、原本そのものか、あるいはより正確に原本の形態を伝えているものと考えられるため、本稿ではこちらを利用した。
- (64) 「敬義卿記」（宮内庁書陵部所蔵。東京大学史料編纂所 H1-CAT Plus で閲覧）寛政四年二月五日条。

- (65) 「輝良公記」(東京大学史料編纂所蔵謄写本、請求記号・二〇七三―一三九)寛政四年二月五日条。政房の相談内容は恐らく両卿下向要求のことであろう。詳細は別記に書いた可能性があるが現存しない。近世一条家の日記については前掲拙稿「失われた近世一条家文庫について」参照。
- (66) 「慈光寺澄仲卿日次記」(京都府立京都学・歴史館 デジタルアーカイブで閲覧)。
- (67) 藤田覚『光格天皇―自身を後にし天下万民を先とし』(ミネルヴァ日本評伝選、ミネルヴァ書房、二〇一八年)一六六―一八〇頁。
- (68) 『後桜町天皇実録』巻四、一三二五―一三二七頁(藤井讓治・吉岡眞之監修『天皇皇族実録』一、二二二、ゆまに書房、二〇〇六年)。
なお『光格天皇実録』には尊号一件に関する網文は存在しない。
- (69) 日本随筆大成編輯部編『日本随筆大成』新装版第二期第八巻、吉川弘文館、一九九四年。柳原紀光自筆の「閑窓自語」(宮内庁書陵部所蔵柳原本、函号・柳一八三六。東京大学史料編纂所 HI-CAT Plus で閲覧)にて校訂した。
- (70) 渋沢栄一『栄翁公伝』(岩波書店、一九三七年)の「自序」。なお同「栄翁公の人格」(『九恵―東京市養育院月報』第一七七号、一九一五年)によれば「撥雲秘録と云ふ標題」であったともいう。
- (71) 三上参次『明治時代の歴史学界―三上参次懐旧談』(吉川弘文館、一九九一年)。
- (72) 「松平定教文書」全三冊(東京大学史料編纂所蔵、請求記号・二〇七一・五六―四)。
- (73) 松平定光校訂『字下人言・修行録』(岩波文庫、岩波書店、一九四二年)。東京大学史料編纂所蔵謄写本「字下の人言」(請求記号・二〇四四―二九六)で校訂。
- (74) 大蔵省編『日本財政経済史料』巻九卷 上(小宮山書店、一九七二年複製版)三一九―三二〇頁。
- (75) 「年録」同日条。『文恭院殿御実紀』では寛政五年十一月一日に誤記されており、横山恵子「尊号事件についての一考察」(『史艸』第一九号、一九七八年)はそれをもとに「御機嫌取りに似た応対」と評価している。
- (76) 三の丸尚蔵館所蔵「伝藤原行成筆 粘葉本和漢朗詠集」(通称権跡朗詠)は一八七八年に近衛忠熙が皇室へ献上したものであり、「現存最高の善本」とされている(菅野禮行「解説」同校注・訳『新編日本古典文学全集』一九 和漢朗詠集、小学館、一九九一年、四三三頁)。今回贈られた『和漢朗詠集』の所在は不明であるが、こちらも相当な名物であった。
- (77) 『文昭院殿御実紀』宝永七年(一七二〇)四月二〇日条に「京より／東山院御遺物をまいらせらる。／後陽成院宸翰の鶴画一幅・雲梯一面なり」とある。この硯とみられる。
- (78) 「泰平問答」(東京大学史料編纂所蔵謄写本、請求記号・二〇五七―一〇七)。
- (79) 「栄翁公著述目録」(東京大学史料編纂所蔵謄写本、請求記号・二〇四四―二〇三)。
- (80) 前掲小宮「江戸幕府の日記と儀礼史料」三三―三四頁、竹内誠ほか編『徳川幕臣人名辞典』(東京堂出版、二〇一〇年)など参照。
- (81) 三上参次は「彼論文は悉く信すべからず。何となれば氏自身の偽作に成れる文書あればなり」と批判している(前掲「尊皇論発達史」九八頁)。河野有理「福地桜痴と「尊号一件」の百年」(御厨貴編『天皇の近代―明治一五〇年・平成三〇年―』千倉書房、二〇一八年)も参照。
- (82) 前掲注一六諸論考参照。
- (83) 「閑院宮典仁親王尊号一件書留書」(東山御文庫勅封一八三一―一

- 一。東京大学史料編纂所閲覧室で公開中のHi-CAT Plusにて閲覧。
- (84) ただし、老中就任以降朝廷へ送った趣意書には定信の意見が反映されていた(藤田寛「近世朝幕関係の転換―大政委任論・王臣論の成立―」『歴史評論』第五〇〇号、一九九一年。改題「朝幕関係の転換―大政委任論・王臣論の成立―」前掲『近世政治史と天皇』再録)。
- (85) 鈴木重嶺「第二回 財政の事(勘定所)」(旧事諮問会編『旧事諮問録』第二編、一八九一年。進士慶幹校注『旧事諮問録―江戸幕府役人の証言―』上 岩波文庫青四三八―一、岩波書店、一九八六年)。坂本柳佐「坂本君伏見戦役に従事せられたる事実(二次)」(『史談速記録』第二四輯、一八九四年。合本五、原書房、一九七一年所収)。前掲三田村玄龍『御家騒動』、など。
- (86) 「略譜」(国立公文書館所蔵、請求番号・一五六―〇〇一七) 第一九七冊 森家。幕臣から提出された家譜を『寛政重修諸家譜』編纂のため簡略化したもの。
- (87) 『上覧御名物御道具書留』(深井雅海『刀剣と格付け―徳川将軍家と名工たち―』(吉川弘文館、二〇一八年) 所収)。
- (88) 前掲深井雅海『刀剣と格付け』一三九―一四〇頁。
- (89) 本橋ヒロ子「実録・講談『中山大納言』―『中山記』の転化―」(『歴史公論』第一一卷第四号、一九八五年)、田中暁龍「尊号一件」風説書の成立事情」(『東京学芸大学近世史研究』第四号、一九九〇年。改稿「寛政期の尊号一件風説書の展開」『近世の公家社会と幕府』吉川弘文館、二〇二〇年再録)、菊池庸介「実録『中山大納言物』の諸特徴―諸本系統・人物造型を中心に―」(飯倉洋一・盛田帝子編『文化史のなかの光格天皇―朝儀復興を支えた文芸ネットワーク―』勉誠出版、二〇一八年)。

- (90) 前掲徳富『近世日本国民史』、三上『尊皇論発達史』二二〇―二二二頁、栗原佳「近世中期における高家の職務―勅使江戸下向時の火事から尊号一件まで―」(朝幕研究会編『近世の天皇・朝廷研究―大会成果報告集―』第六号、二〇一五年)。
- (91) 前掲三上『尊皇論発達史』七一―七二頁。
- (92) 高埜利彦「江戸幕府の朝廷支配」(『日本史研究』第三一九号、一九八九年。前掲『近世の朝廷と宗教』再録)。
- (93) ただし朝廷側の記録からは受領の裏付けが取れなかった。今後の課題としたい。
- (94) 前掲長坂良宏「文化期の朝廷と幕府」。

〔付記〕本稿は学習院大学人文科学研究所若手研究者研究助成の成果の一部である。

ENGLISH SUMMARY

Sword Gifting in the History of Relations between the Imperial Court and the Tokugawa Shogunate: Focusing on the donation of two swords in the Songo incident

HAYASHI Daiki

According to sword researcher Fukunaga Suiken, shogun Tokugawa Ienari presented the famous swords Hayakawa Masamune and Koike Masamune, described in "Kyoho Meibutsu Cho", to the Imperial Court in order to appease the it after relations had been strained by the Songo incident. Despite this, an investigation of relevant historical documents from the Imperial Court and the Shogunate has revealed that this common belief should be corrected.

On December 5, 1792, Ienari dispatched Maeda Nagatomi as an envoy to

inform Emperor Kokaku that he was presenting the “nodachi of Masamune” to him and the “otachi” to Empress Gosakuramachi, and to inquire about his and her wishes regarding its decoration.

As a result, he sent Hayakawa Masamune, decorated with a mother-of-pearl inlay, and Kotke Masamune, engraved with vermilion inscriptions and sheathed in a plain-wood scabbard, to Kyoto on November 10, 1794. The gifts were chosen based on Lenari’s intentions, and Kokaku was also involved in the decision of what to return. The reason for sending the two swords was to greet Kokaku, who had given up on honoring his own father with a noble title, and to thank Gosakuramichi who had persuaded him to do so. It may have been the result from pressure to summon Ogimachi Kin-akira and Nakayama Naruchika, who are the central figures in the incident, to Edo.

Key Words: Japanese sword, Masamune, Songo incident, Emperor Kokaku, Tokugawa Lenari